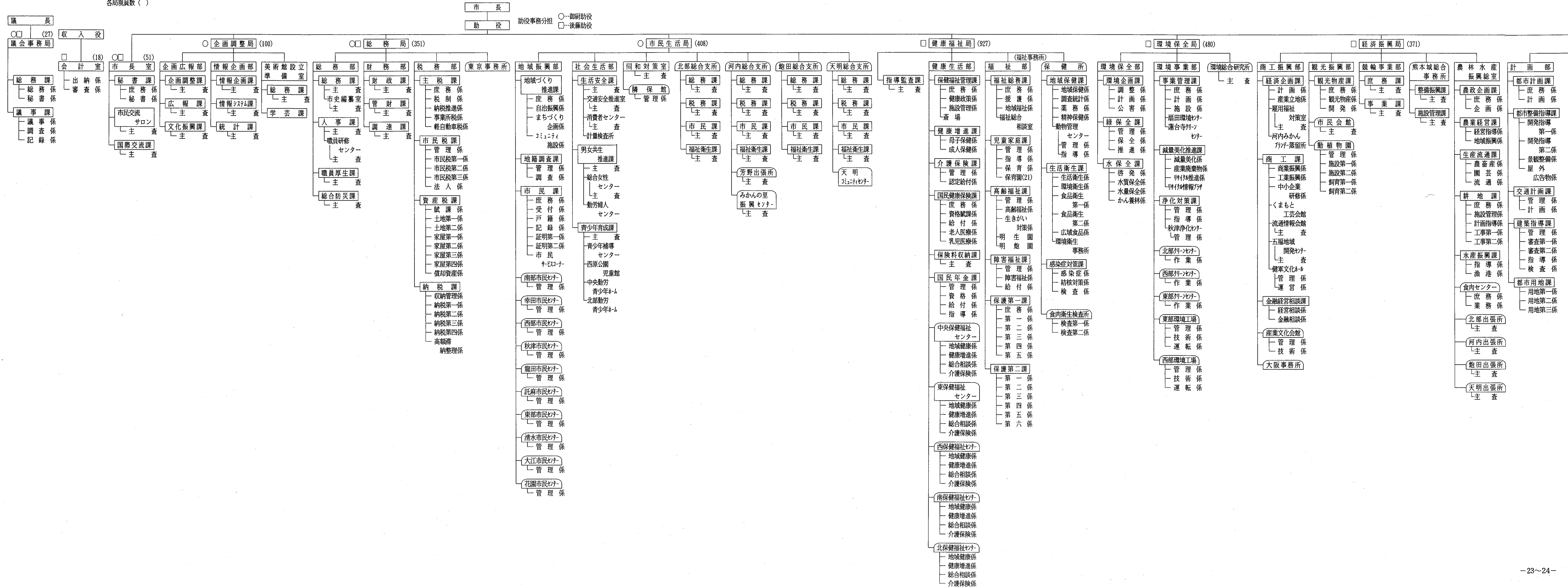
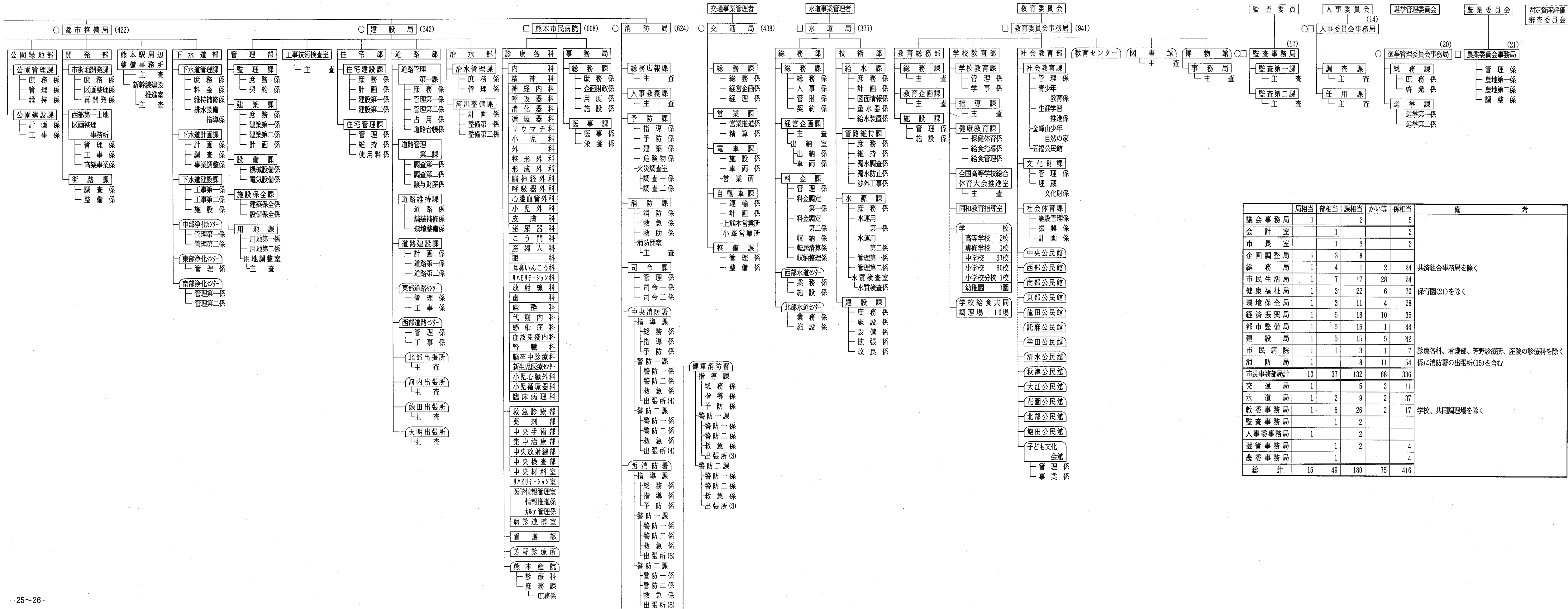


総務

1	行政機構図	23
2	歴代市長	27
3	職員数	27
4	給与	27
5	総合計画	31
6	行政改革	36
7	広報	37
8	市民交流サロン	39
9	情報化推進	41
10	情報公開・個人情報保護・統計	47
11	総合防災計画	50
12	国際交流	52
13	国内交流	56
14	文化振興	57
15	熊本市美術館の建設	59
16	職員研修	59
17	人事委員会	62
18	選挙	64
19	名誉市民	68
20	財政	70
21	市税	75
22	土地開発公社	78
23	土地開発基金	79
24	市庁舎概要	79

1 行政機構図 (平成12年5月1日現在)
各局現員数 ()





	局相当	部相当	課相当	かい等	係相当	備考
議会事務局	1		2		5	
会計室		1			2	
市長室		1	3		2	
企画調整局	1	3	8			
総務局	1	4	11	2	24	共済組合事務局を除く
市民生活局	1	7	17	28	24	
健康福祉局	1	3	22	6	76	保育園(21)を除く
環境保全局	1	3	11	4	28	
経済振興局	1	5	18	10	35	
都市整備局	1	5	16	1	44	
建設局	1	5	15	5	42	
市民病院	1	1	3	1	7	診療各科、看護部、芳野診療所、産院の診療科を除く 係に消防署の出張所(15)を含む
消防局	1		8	11	54	
市長事務局計	10	37	132	68	336	
交通局	1		5	3	11	
水道局	1	2	9	2	37	
教委事務局	1	6	26	2	17	学校、共同調理場を除く
監査事務局		1	2			
人事委事務局	1		2			
選挙事務局		1	2		4	
農委事務局		1			4	
総計	15	49	180	75	416	

2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	12	石坂 繁	昭20.10. 4	昭21. 3.11
2	松崎 為己	◇26. 9.15	◇30. 8. 2	13・14	福田 虎亀	◇21. 6.14	◇23. 2. 9
3	辛島 格	◇30. 9.13	大 2. 1.20	15	佐藤真佐男	◇23. 4. 7	◇27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	◇ 3.10.10	16	林田 正治	◇27. 3.20	◇31. 2.23
5	依田 昌兮	◇ 4. 1.14	◇ 6. 9. 3	17・18	坂口 主税	◇31. 3.16	◇38. 1. 4
6	佐柳 藤太	◇ 6.11.20	◇10.11.19	19・20	石坂 繁	◇38. 2.15	◇45.11.26
7	高橋 守雄	◇11. 1.19	◇14. 7.13	21~24	星子 敏雄	◇45.12.20	◇61.12. 6
8	辛島 知己	◇14. 9.14	昭 4. 7. 4	25・26	田尻 靖幹	◇61.12. 7	平 6.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	◇ 9. 4.17	27	三角 保之	平 6.12. 7	◇10.12. 6
10	山隈 康	◇ 9. 5.14	◇17. 5.13	28	三角 保之	◇10.12. 7	在 任 中
11	平野 龍起	◇17. 6.25	◇20. 8.10				

総務

3 職 員 数

(平12. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,062
議 会 事 務 局	28	27
選挙管理委員会事務局	22	20
監 査 事 務 局	17	17
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	1,040	943
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	624
農 業 委 員 会 事 務 局	27	21
交 通 局	499	438
水 道 局	407	377
計	6,800	6,543

4 給 与

(1) 局別職員給料

(平12. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	656,300円	150,400円	346,134円	40歳 4月	17年 1月
議 会 事 務 局	562,700	161,200	368,959	42 2	18 5
選挙管理委員会事務局	557,700	184,200	391,625	44 9	23 3
監 査 事 務 局	557,700	244,900	386,418	43 7	20 10
教育委員会事務局	567,500	161,200	378,546	44 2	17 4
人 事 委 員 会 事 務 局	567,500	207,800	356,014	39 11	17 2
消 防 局	581,900	161,200	354,450	40 2	19 5
農 業 委 員 会 事 務 局	520,000	190,100	362,790	42 4	20 0
交 通 局	525,600	150,400	298,946	41 5	13 10
水 道 局	552,600	161,200	349,170	40 5	18 5
全 体	656,300	150,400	357,625	41 0	17 3

(2) 初任給基準

(平12. 4. 1 現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額
一 般 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上 級 職		2	5	184,200 円
			初 級 職		1	5	150,400
	保 育 士 獣 医 師 薬 剤 師 栄 養 士 保 健 婦 (士) 助 産 婦 看 護 婦 (士) 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 歯 科 衛 生 士 理 学 療 法 士 視 能 訓 練 士 臨 床 工 学 技 士 学 芸 員		短 大 卒	1	7	161,200	
			新 大 6 卒	2	8	201,900	
			大 学 卒	2	5	184,200	
			大 学 卒	2	5	184,200	
			短 大 卒	2	3	172,800	
			大 学 卒	2	5	184,200	
			短 大 3 卒	2	4	178,500	
			短 大 3 卒	1	9	172,300	
			短 大 2 卒	1	8	166,700	
			大 学 卒	1	10	178,000	
			短 大 3 卒	1	9	172,300	
			短 大 2 卒	1	8	166,700	
			新 高 4 卒	1	7	161,200	
			短 大 3 卒	1	9	172,300	
			短 大 3 卒	1	9	172,300	
			大 学 卒	1	10	178,000	
			短 大 3 卒	1	9	172,300	
			大 学 卒	2	5	184,200	
	そ の 他	大 学 卒	2	5	184,200		
		短 大 卒	1	7	161,200		
		高 校 卒	1	5	150,400		
		中 学 卒	1	2	135,900		
消 給 防 料 職 員 表	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上 級 職		1	10	195,500
	初 級 消 防 職		初 級 職		1	4	161,200
医 職 給 療 料 員 表	医 歯 科 医 師			博 士 課 程 修 了	1	8	333,100
教 育 職 給 料 表 (一)	教 養 教 諭 員			新 大 6 卒	1	2	241,900
				博 士 課 程 修 了	2	9	262,000
				修 士 課 程 修 了	2	5	217,900
				大 学 卒	2	2	195,300
	講 養 助 教 助 師 諭 手			短 大 卒	1	4	164,400
				大 学 卒	1	7	191,800
				短 大 卒	1	4	164,400
				高 校 卒	1	2	150,600
教 育 職 給 料 表 (二)	教 諭			博 士 課 程 修 了	2	12	262,000
				修 士 課 程 修 了	2	8	217,900
				大 学 卒	2	5	195,300
				短 大 卒	2	2	166,600
	講 助 教 師 諭			大 学 卒	1	7	191,800
				短 大 卒	1	4	164,400
	高 校 卒			1	2	150,600	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	適 用 年 月 日	改正前給料月額	適用年月日
市 長	1,178,000円	平10. 4. 1	1,159,000円	平 8. 4. 1
助 役	920,000	〃	905,000	〃
収 入 役	826,000	〃	813,000	〃
常勤監査委員	716,000	〃	705,000	〃
企業管理者	728,000	〃	717,000	〃
教 育 長	728,000	〃	571,600	〃

区 分		現行報酬額	適用年月日	改正前報酬額	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 146,000円	平10. 4. 1	144,000円	平 9. 4. 1
	委 員	月 額 89,000	〃	88,000	〃
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 139,000	〃	137,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 72,000	平10. 4. 1	70,000	平 8. 4. 1
人事委員会	委 員 長	月 額 167,000	平10. 4. 1	165,000	平 9. 4. 1
	委 員	月 額 140,000	〃	139,000	〃
選挙管理委員会	委 員 長	月 額 92,000	〃	90,000	〃
	委 員	月 額 60,000	〃	59,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
固定資産評価審査委員会委員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農業委員会	会 長	月 額 92,000	平10. 4. 1	90,000	平 9. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 60,000	〃	59,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 56,000	〃	55,000	〃
その他の非常勤の職員		上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては1,000円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円）を越えない範囲内で、条例及び規則で定める		予算の範囲内において市長が定める額	昭63. 4. 1

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜粋))

(平10. 4. 1施行)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1号	市長・助役 ・収入役	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金 (特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。)	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	円 3,600	円 17,800	円 3,600
2	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			3,000	14,800	3,000
3	3級から7級までの職務にある者			2,600	13,100	2,600
4	1級及び2級の職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第5号) 第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

5 総 合 計 画

策定にあたって

本市は、昭和39年に第一次熊本総合計画を策定し、以来、社会の変化に対応するため改定を重ねながら、市民生活の向上と市勢の発展に努めてきました。

しかし、近年、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化、環境問題の深刻化など、本市を取り巻く情勢は予想をはるかに超えて急速に変化しており、社会や日常の暮らしのあり方そのものが改めて問い直されています。

また、一方では、地方分権や規制緩和に伴い、まちづくりにおける自治体の役割や住民参加についても新たな方向が模索されております。

そこで、このような大きな時代変化に対応するとともに、21世紀という新たな百年における本市の基礎を創る「まちづくりの基本方針」として、この基本構想を策定します。

また、別に定める基本計画、実施計画と併せて総合的、計画的な市政運営の指針とします。

熊本市基本構想（平成12年3月27日議決）

この基本構想は、21世紀における熊本市がめざすまちの姿を描き、これを実現するため、今後進めていくまちづくりの方針を明らかにするものです。また、別に定める基本計画、実施計画と併せて総合的、計画的な市政運営の指針とします。

本構想の目標年次は、平成2010年度とします。

1 まちづくりの理念

まちの主役は私たち市民です。

その一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、最も身近な家族はもとより、生まれ育った地域社会や郷土、さらには、自然や人類への深い愛情を持ちながら、日々健康でいきいきと心豊かに暮らせることが市民生活の理想です。

また、一方では、かけがえのない地球環境を守り次代へ引き継ぐため、環境に負荷をかけない生活へと転換していくことが、今を生きる私たちの責務でもあります。

これからは、このような市民生活の実現に向けて、私たち一人ひとりが、自らの役割を自覚し、責任を果たしながら、まちづくりを進める必要があります。

そこで、本市では、「人にやさしく、地球にやさしい」を基本理念として、日々の暮らしの中で、このまちに生まれ、このまちに住む、そのしあわせを実感できる「よかひと、よかまち、よかくらし」づくりを市民総参加で進めます。

2 めざすまちの姿

まちづくりの理念に基づき、21世紀において本市がめざすまちの姿を次のとおり設定します。

よかひと！ よかまち！ よかくらし！ しあわせ実感、夢と活力の「生活首都」

“よかひと”とは

未来に向かって自らの可能性を切り拓く主体性を持ち、世代や文化の違いを超えて多様な価値観を受け入れることができる、豊かな感性と深い思いやりにあふれる“ひと”。

そして、自分の夢に挑戦するとともに、地域社会の一員として、また地球市民としてそれぞれの役割と責任を担い、まちづくりや社会貢献に積極的に努める、そんなひとです。

“よかまち”とは

水と緑の豊かな自然が息づき、城下町の伝統や「森の都」の景観を活かした落ちつきのある空間の中で、循環を基調とした都市活動が展開されるとともに、質の高い都市サービスが提供され、そこに集う人々の多様な生き方や夢を実現できる活力ある“まち”。

そして、熊本ならではの新たな出会いと交流を通して、様々な産業や個性豊かな文化が創り出され、九州における中枢都市として地域をリードする役割を果たす、そんなまちです。

“よかくらし”とは

安心して暮らせる居住環境のもと、誰もが心身ともに健やかで働く喜びと生きがいを持ちながら、互いに助け合い、環境に配慮した生活を営む、人と地球にやさしい“くらし”。

そして、人と人とのきずなが育まれ、自然や歴史・文化とのふれあいの中で、真に心の豊かさを実感できる、そんなくらしです。

このように、市民が多彩な夢を実現し、ともにしあわせを実感できる活力あふれるまち、それが私たちがめざすまちの姿です。

3 施策の基本方針

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、めざすまちの姿の実現に向けた施策を進めます。

(1) 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

すべての人々が、人として等しく尊重され、平等に社会参加できるよう、人権意識を高め、人権擁護のための支援を行います。また、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担える社会を形成します。

(2) 心がかよいあう市民生活の創出

市民が、安心して暮らせ、心がかよいあう生活を送れるよう、消防・救急救助体制の強化、交通安全の確保、消費生活の安定と向上などに努めるとともに、国内外との交流やふれあいのあるコミュニティづくりを進めます。

(3) 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

市民が、生涯を通して心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康づくりに取り組める体制を整備します。また、保健、医療、福祉分野の連携による総合的なサービスの提供を通して、高齢者や障害者はもとより、誰もが自分の能力を活かして社会参加できるための支援を行います。

(4) 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民が、将来にわたって豊かな環境の恵みを受けられるよう、大気汚染など公害の未然防止、かけがえのない地下水の保全と緑の育成、ごみの適正処理などを推進し、良好な生活環境を整えます。また、生態系の保全を図りながら、資源・エネルギーの再利用や有効利用を進め、自然と共生した環境負担の少ない社会を築きます。

(5) 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

市民の就業機会が広がり生活の経済基盤が安定するよう、商工、農林水産、観光など地場産業の生産性や付加価値を高めるとともに、広く情報、技術、人材などの交流を通して産業の高度化を進めます。さらに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジーなど、これからの時代の要請に対応した産業に育成や成長力のある企業の立地を図り、地域経済の新たな魅力と活力を生み出します。

(6) 安全で快適な都市基盤の整備

市民が、災害に強い安全なまちの中で、生活の利便性や快適さを享受できるよう、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの都市施設を環境に配慮しながら整備するとともに、秩序ある市街地の形成を進めます。また、誰もが利用しやすい交通体系や情報ネットワークを総合的に整備します。

(7) 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

市民が、豊かな個性や能力を育み、その力を十分に発揮して充実した人生を送れるよう、生涯を通していつでもどこでも学習やスポーツに参加でき、多彩な文化に親しめる機会を広げます。特に、次代を担う子どもたちに対しては、情報化、国際化など社会の変化に対応した学校教育の推進はもとより、家庭、学校、地域社会が一体となって、その健やかな成長を支えます。

4 まちづくりの重点的取り組み

施策の基本方針に基づきそれぞれの施策や事業を展開していく中で、“よかひと”、“よかまち”、“よか暮らし”づくりに向け、その中心となる取り組みとして次の3つを掲げ重点的に進めます。

(1) “よかひと”を育む 「自立と共生の地域づくり」

まちづくりの原点は、人づくりです。そこに暮らす人々のあり方がまちの姿を決めるといっても過言ではありません。

これからの人づくりにおいては、すべての市民が自らの個性や能力を社会の中で十分に発揮できる環境を整備しながら、多様な価値観を認め合い互いに支えあう「自立と共生」の精神を社会全体で育んでいかなければなりません。

そこで、“よかひと”を育むために、最も身近な地域社会において、「自立と共生」を基調としたコミュニティづくりを進めるとともに、特に本市の未来を担う子どもたちが、主体性ある人間として健やかに成長できるよう、地域ぐるみで支える体制をつくります。

具体的には、

- ①心と社会のバリアフリーを基本としながら、地域住民と保健福祉センター等との連携など、地域の保健福祉機能の向上を図ります。
- ②健康づくりや環境保全など身近な地域の課題について、住民自らが取り組み解決できるよう、住民自治やボランティア活動を促進します。
- ③自然や地域社会の中での子どもたちの多様な体験機会を増やします。

(2) “よかまち”を築く 「人々が集う森の都づくり」

まちの活力の源は、人と人との交流です。そして、そのまちにしかない魅力が人をひきつけ交流を促します。

地方分権が進み都市の独自性が一層重要になってくる中、九州の中央に位置する本市の特性を踏まえ、まちの魅力を創出しながら、より多くの人々に出会いと交流の場を提供することで、新たな活力を生み出していかなければなりません。

そこで、“よかまち”を築くために、「森の都」の趣を大切にしながら、伝統ある歴史や文化を活かして熊本の個性を引き出しています。また、交通基盤や集客機能の整備を進め、人々の多様な交流を促します。

具体的には、

- ①本市のシンボルである熊本城の復元整備や緑の保全・育成に努め、市電の活用を図りながら、落ち着きとゆとりのあるまちの香りを大事に育みます。
- ②九州新幹線や高速道路などの広域交通網をはじめ、情報通信網などの整備を促進するとともに、中心市街地の再開発や、副都心としての熊本駅周辺の再整備に取り組みます。
- ③観光資源の整備開発などを進め、レジャーやコンベンションの機能を高めます。

(3) “よかくらし”を営む 「環境と調和した循環型社会づくり」

良好な環境は、人々が快適な暮らしを営むために欠かせないものです。特に、本市は、豊かな緑で囲まれ飲料水をすべて地下水で賄うなど自然環境に恵まれ、市民も環境保全に対する高い意識を持っています。

地球環境がかつてない危機に直面している今こそ、私たちは、大量生産・大量消費に支えられた今日の社会・経済の在り方そのものを見直し、日々の暮らしから環境に負荷をかけないものに変えていかなければなりません。

そこで、“よかくらし”を営むために、資源やエネルギーの浪費をなくすとともに、できる限り繰り返し使っていく循環を基調とした社会システムをつくります。

具体的には、

- ①資源リサイクルを進め、個人の生活から都市活動に至るまでごみをできるだけ出さない仕組みに改めていきます。
- ②公共交通機関や自転車の利用を促進し、太陽光など自然エネルギーの積極的な活用に努めます。
- ③水田や森林の保全、人工涵養などを通じて、自然の水循環機能を高めます。

5 構想を推進するために

本構想に掲げるまちづくりを推進する為、全ての施策や事業を進めるにあたり、次のことを基本とします。

(1) 信頼される市政の運営

ア 開かれた市政の推進

運営の基準や経過など、行政の情報を積極的に公開するとともに、市民の声を市政に反映する仕組みを充実させ、市民と行政の相互理解に基づく開かれた市政を推進します。

イ 身近なサービス体制の充実

施設の配置や機能の見直し、多様な情報通信技術の活用など、市民がより身近な場所で必要なサービスを受けられる体制づくりを進めます。

(2) 質の高い行政の推進

ア 行財政運営の効率化

情報化の推進や各分野の連携を強化するとともに、民間活力の導入なども視野に入れながら、簡素で効率的な行財政システムを築きます。

また、地方分権の進展に対応して自立した都市経営をめざし、政策立案機能の向上や自主財源の確保などに努めます。

イ 広域的対応と連携の強化

生活圏や経済圏の広がりに対応して、広域交通網の整備や環境保全、防災対策はもとより、あらゆる分野にわたり、県や近隣市町村との広域的な連携を進め、互いに機能を分担しながら都市圏の一体性を高めます。

(3) 協働によるまちづくり

ア 主体的な市民活動の推進

活動拠点の整備、きめ細かな情報の提供、ネットワークづくり等、まちづくりの支援サービスを市民の身近な場所で提供するなど、市民の主体的なまちづくり活動を進めます。

イ 住民自治の仕組みづくり

行政と市民の役割を明確にしながら、「自らのまちは自ら創る」という住民自治の意識を高めるとともに、まちづくりの計画や公共施設の管理運営などに住民自治の仕組みをつくります。

6 行 政 改 革

本市行政改革への取り組みは、平成7年5月熊本市行政改革推進本部を設置したことに始まり、8年9月の行政改革大綱及び9年5月の推進プログラムの策定によって本格化した。

そして、その基本的方向は「限られた財源と人材とを新たな行政需要に再配分・再配置することによって、来るべき21世紀に向け、時代に即応した新たな行政展開を図ること」と位置付けている。

また、二大数値目標として、「50億円の経費改善」と「市民100人あたり1人の職員数」の実現を掲げるとともに、実施計画ともいえるべき推進プログラムには、99の個別項目を計画的に達成することとして、12年度までの5ケ年間に全庁を挙げた取り組みを行うこととしている。

しかしながら、地方分権一括法への対応、第5次総合計画の策定、財政の健全化、更には、市民サービスの向上等の課題に対応するためには、行政改革のより一層の推進が求められていることから、現在、大綱及び推進プログラムの見直し作業を進めているところである。

・これまでの主な実績

50億円の改善

(単位：百万円)

区 分	目 標 額 (12年度)	実 績 額 の 推 移			
		8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度
経費の節減等	2,735	83	517	1,841	2,139
事務事業の見直し	1,501	—	7	656	907
組織機構の見直し	23	—	—	5	20
財政の健全化	558	—	177	401	422
定員の適正化	126	13	83	179	190
人事管理制度の見直し	527	70	250	600	600
財源の確保 各種徴収率の向上	2,279	—	—	—	—
その他	—	—	77	1,361	2,752
職員数の削減	—	—	77	332	1,097
公共工事コスト縮減	—	—	—	915	1,549
普通財産売却収入	—	—	—	114	106
合 計	5,014	83	594	3,202	4,891

市民100人あたり1人の職員数

(単位：人)

区 分	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度
職 員 総 数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612	6,544
市 民 数 ②	650,322	654,764	657,636	660,199	662,473
対 市 民 数 (② ÷ ①)	96.5	97.3	98.1	99.8	101.2

7 広 報

(1) 広報組織

- ・市民の立場にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報連絡委員（課長補佐）並びに報道対応調整担当者（局政策調整審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事を週報、月報など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

(2) 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行 A4判 20～28頁 248,700部（平成12年4月号実績）

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」（視覚障害者向け）

毎月1日発行 B5判 30頁 170部作成（郵送）

「声の市政だより」（視覚障害者向け）

毎月1日発行 90分テープ 75本作成（郵送）

「拡大版市政だより」（弱視者向け）

毎月1日発行 B4判 20～28頁 45部作成（郵送）

「生活便利ブック」

年1回発行 A4版 56頁 20,000部

市の窓口業務や施設、制度などの紹介

「まちがたり」

年1回発行 印刷部数 250,000部（市政だより折込、全戸配布）

市の重要施策の紹介

「都市PR広報誌」

年1回発行 印刷部数 10,000部

市の概要や魅力を紹介

(3) テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間（年52回）

「お元気ですか熊本市」

KAB・TV 毎月第1土曜日午後12時30分から15分間（年12回）

「テレビ市政だより」

ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日主に午前8時、午後4時、9時から30分間（年1,098回）

テレビ特別番組

市の重要施策をテーマとした特別番組を適時放映

テレビスポット

市の施策や事業を適時放送

ラジオ広報

RKKラジオ 毎週月曜日「とんでるワイド・大田黒浩一のきょうも元気！」内午前9時30分から約2分間（年52回）

毎週土曜日「突撃戦隊ノラジオ新撰組」内午後6時ごろ20秒間（年52回）

FM中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時40分から5分間（年52回）
主に毎週金曜日「ぶらりくまもとサウンドマップ」内午前7時48分から約1分間（年80回）

毎週火・水・木曜日「アイ・ラブ・ウーマン」午後0時10分から約5分間（年157回）

くまもとシティエフエム

「おはようインフォメーション」

毎週月曜から金曜日午前10時02分から15分間（年261回）

「こんばんはインフォメーション」

毎週月曜から金曜日午後7時15分から15分間（年261回）

「40秒スポット」毎週火・木・土曜日（各2回、年314回）

ラジオスポット

市の施策や事業を適時放送

（4）新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

（5）その他

「街角通信員制度」

目的 市民に地域の広報特派員として市の広報活動に参加してもらうことで、市政への親しみや理解を得ると共に市民参加の開かれた広報の展開を図る。

任期 1年 定員 10人

「行事予定表等の発行」

月報くまもと（毎月月末発行）

週報くまもと（毎週木曜日発行）

NEWS NEWS（毎日発行）

報道機関、市議会議員、各学校、各課に配布 500部

「車両広報」

広報車（ぎんなん号、放送設備付）による広報

（6）報道機関（市政記者）を通しての広報

市長記者会見

記者レクチャー（関係局部長などによる記者説明）

資料提供

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB

8 市民交流サロン

「交流推進」「市政への提案」「市民相談」「情報提供」の4つを基軸に、「双方向の対話」の市政を進める市民への窓口として、平成7年4月に設置された。行政と市民あるいは市民相互の交流の中での様々な提案、意見を市政へ反映させるとともに、平成10年7月からは、サロン内にボランティア活動推進コーナーを設け、その情報収集・提供等の支援に当たる。

(1) 交流推進事業

ア サロンdeトーク

市長をはじめ市幹部職員が曜日毎のローテーションを組み、サロン内で直接市民と懇談・対話の機会を持つ。

イ 市政懇談会

市長自らが地域に出向き、直接地域の市民と懇談し、市政に対する意見や提案等を幅広く聴くことにより、地域の状況を的確に把握し、地域の特性や実情に則した効率的な行政展開を図る。

ウ 出前市民交流サロン

市民交流サロンの職員が市内各地へ出向き、ボランティアグループ、公民館講座生や高校生等の様々な団体と交流する。

エ 市長への手紙

市民の声を市政に反映させるため、提案や要望、熊本市の将来像などを手紙形式で市長へ提案してもらう。

オ わたしの提言・サロン通信

インターネット、FAX通信を活用し、迅速、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、対応する。

カ 市政に関する市民意識調査

行政運営のための基礎となる市民の意識を把握するために、その時々にあったテーマ並びに継続的な項目を基に調査を行い、その結果を関係部局へ還元している。

キ 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

① 各局別の市政相談件数

区分 局	受付件数	事業別の件数								
		市民の声	市政懇談会	出前市民交流サロン	サロンdeトーク	市長への手紙	わたしの提言	市政モニター	市教ヤングモニター	サロン通信
市長室	12	3		2		5	1			1
企画調整局	20			1	1	6	10		1	1
総務局	25	7		3		7	5	1	2	
市民生活局	39	5	3	13	1	10	5	1	1	
保健衛生局	55	12	1	12		19	9		2	
環境保全局	54	17	1	21		9	2	3	1	
経済振興局	28	5	7	2		2	7	2	1	2
都市整備局	58	18		20		15	4	1		
建設局	79	43		13	2	14	5	2		
交通局	26	3	1	8		5	4	3	1	1
教育委員会	34	3	4	16	1	4	4	1	1	
その他の市政	20	5	1	5		5	4			
国	5	1		3			1			
県	14	1		5			6			
その他民事	120	13		5	3	8	83	1		7
計	589	136	18	129	8	109	150	16	11	12

② 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				7	8	9	10	11
一般相談	㊶～㊸ 8:30～17:00	市職員	家庭・相隣・生活問題など	7,428	6,684	6,041	6,321	5,423

③ 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				7	8	9	10	11
税務相談	㊶ 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	242	225	199	188	184
人権相談	㊸ 13:00～16:00	人権擁護委 員	名誉の侵害・家庭問題など	103	99	121	98	85
登記相談	㊸ 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	490	545	529	568	476
法律相談	㊶・㊸・㊹ 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とする ものなど	748	777	1,106	1,130	1,191
サラ金相談	㊶～㊸ 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	1,183	1,142	1,148	1,500	1,557
民事介入 暴力相談	㊶ 9:00～12:00	熊本県暴力 追放協議会	民事介入暴力に関すること	50	58	49	53	60

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から市民交流サロンで電話にて予約受付。

ク 施設めぐり

日常生活に関係の深い市の施設へ団体、親子や一般応募の市民を案内し、施設への理解と市政への協力を

進める。

(2) サロン活用事業

ア 市政モニター制度（市政ヤングモニター）

市内全小学校校区に計80名のモニターを2年の任期で委嘱し、市政に関するいろいろな意見を組織的に聴くことにより、市民の声を市政に反映させる。

市政ヤングモニターは20歳代から30歳代の青年層20名を、1年の任期で委嘱している。

イ ランチタイム・サロン

昼休みの時間を利用してジャズ、童謡等のコンサートを開催し、市民へ憩いとふれあいのひとときを提供している。

ウ 情報・展示コーナー

市政や各種イベント情報のパンフレット等を提供するほか、熊本の歴史、レジャーや暮らしなどの書籍を備え、閲覧に供している。

(3) ボランティア活動推進事業

平成9年10月「くまもと・よかよかボランティアプラン（熊本市ボランティア活動推進基本指針）」を策定した。市民交流サロンでは、ボランティア活動推進コーナーで下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催など、ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

イ 登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループを登録し、必要とする施設や団体などに紹介する。

ウ 相談

ボランティア活動に関心のある人や実際にしたい人の相談、ボランティア活動を必要とする施設、団体などの相談に応じる。

エ 交流の場の提供

ボランティアが気軽に集い、交流できる場として市民交流サロンを提供する。

9 情報化推進

情報化の推進については、昭和61年3月に電算システムを自己導入して以来、熊本市総合行政情報システムの構築を進めるとともに、地域情報化の面でも、国や県、関係機関と連携し、テレトピア構想及びハイビジョンシティ構想等の推進に取り組んでいる。

平成8年度からは、行政情報化推進モデル事業やインターネットを活用した都市情報発信事業に新たに取り組むとともに、来るべき高度情報化社会に対応するため、平成9年度に情報化基本計画及び情報化実施計画を策定した。

なお、その主要な取り組みである市内ネットワークについては、平成10年度に調査を実施し、平成11年度には、実施設計を行い、平成12年度からは、その構築に着手する。

(1) 熊本市情報化基本計画の概要

ア 計画の基本的事項

① 計画の趣旨

近年の情報化の急激な進展に伴う社会変化に的確に対応するため、行政の情報化を基軸とし、地域社会全体の情報化を計画的・合理的に推進する。

② 計画の性格

熊本市のこれまでの取り組みや国の指針、情報化をめぐる社会的背景等を踏まえ、本市の情報化施策の基本的指針を新たに定め、総合的・体系的に示す。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

④ 計画の期間

目標年次：平成18年度とする。(必要に応じ、内容の見直しを行う。)

イ 情報化推進の基本的考え方

① 基本理念 情報化による新たな都市づくりの推進

情報化を有効に活用し、市民を主体とした、中核市にふさわしい新たな都市づくりを推進する。

② 基本目標 新たな都市づくりへの情報化の活用

人間性と機能性に満ちた新たな都市づくりを支援する有効な手段として情報化を活用する。

活発で高度な情報環境の形成

市民の誰もがタイムリーに、手軽に、質の高い情報を受・発信できる環境を形成する。

情報化による行政運営の高度・効率化

行政課題に的確に対応するため、市内部の情報化を推進し、行政運営の高度・効率化を図る。

③ 基本方針 「市民主体のネットワーク社会」の構築

人と人とのふれあいを重視した情報化を推進することにより、やすらぎのある環境のもと、市民の誰もが平等に生活、仕事、余暇のさまざまな場面でよろこびを実感できる市民主体のネットワーク社会を構築する。

④ 情報化へのアプローチ

市民と地域のニーズ及び行政のニーズに基づき、情報化へのアプローチを行う。

⑤ 情報化推進の留意事項

安全性、公平性、経済性、実効性、効率性を確認する。

ウ 取り組みの基本的方向

① 市民主体のネットワークの形成

ふれあいネットワーク 市民・地域・事業者・行政間のさまざまな交流活動を支援する。

やすらぎネットワーク 市民の安全で快適かつ健康な生活を保証する環境づくりを支援する。

よろこびネットワーク 市民が生きがいとよろこびを実感できる生活や活動を支援する。

② 市内部の情報化

市民サービスの向上や地域の活性化を念頭に置いた行政運営の高度・効率化を図る。

③ 情報環境の整備

情報インフラの整備、情報活用のルールやモラルの確立、人材育成、制度・事務手続き等の見直しなど、情報化を適切に推進するための環境を整備する。

エ 計画の進め方

① 今後の取り組み

- ・具体的な施策を実施計画で定める。
- ・地域の情報化推進のため、ネットワークの形成を図り、市は啓発や支援を行う。
- ・地域の情報化を促進する先導的取り組みとして、市の行政の情報化を推進する。
- ・情報インフラや教育・啓発・研修体制の整備など、情報化を円滑に進める環境を整備する。

② 推進体制の整備

- ・庁内に協議機関を設置し、全庁的な推進体制を整備する。
- ・国や県、他市町村との協力関係の形成はもとより、市民や事業者との協議機関を設置して協力体制を確立し、適切な役割分担を図る。

(2) 行政情報化推進モデル事業

この事業は、庁内に2つの部分的なネットワークを構築し、三役及び各局長等の間で電子メール等を利用した、情報伝達の一層の円滑化・効率化を図るとともに、情報企画部内において、より専門的な実験及びデータの収集等を行うことを目的としたものである。

事業概要

- ・庁内ネットワークモデルシステム
電子メールによる情報交換等
- ・情報企画部内ネットワークモデルシステム
職員1人1台環境による、電子メールやファイル共有等

運用開始日

平成8年11月1日

(3) インターネットを活用した都市情報発信事業

この事業は、本市の自治体情報や四季折々の熊本城のライブ映像、観光情報、ホットな国際交流情報などを広く国内外に向けて発信し、「わたしの提言」という形で、市民を始め、広く国内外から市に対する意見・要望を受け付けることで、地域の活性化を図るとともに、本市がすすめる市民参加型のまちづくりを側面から支援することを目的としている。

事業概要

ホームページ開設期日 平成9年1月31日(平成10年3月26日に内容を全面更改)

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

システムの構成

サーバ 熊本ケーブルネットワーク(株)内

(郵政省 自治体ネットワーク施設整備事業の補助対象事業)

クライアント 市役所内10カ所、大江市民センター 1カ所
ネットワーク CATV網を転送速度10Mbpsのデジタル専用線として活用し、熊本ケーブルネットワーク(株)と市役所、大江市民センターをネットワーク化している。

(4) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町の範囲で、地域指定を受けた。

この計画は、熊本情報案内システム、県図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの5つのシステムで構成されているが、このうち、本市が関係しているものは、熊本情報案内システム(KINGS)、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム(CATV)である。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多種多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、推進法人は、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)である。

(5) ハイビジョンシティ構想推進事業

本市は、平成2年4月、高度映像都市(ハイビジョン・シティ)モデル都市の指定を受けた。

この構想は、ハイビジョンの特性である高度な映像、ネットワークを生かした都市機能の高次化を実現するとともに、ハイビジョンを通じた国際交流、さらには市民間のネットワークづくりによる人間味あふれるまちづくりを実現していく。

ア ハイビジョン機器導入

熊本市総合女性センター、市庁舎1階ロビー、熊本城、熊本市国際交流会館

イ ハイビジョンソフト政策

「歴史とロマンの旅・熊本城」(短縮版・外国語版あり)、「くまもと水物語」

(6) 暮らしと情報化展

最新の情報機器の展示や、情報化の現状と近未来像の提示などにより、市民に情報化の普及啓発を行うもので、平成5年度より開催している。

会期 平成12年11月10日～12日(予定)

会場 熊本市流通情報会館(予定)

主催 暮らしと情報化展実行委員会

熊本県、熊本市等9団体で構成

(7) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針(昭和59年9月27日策定)

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有

効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

(ア) 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。

(イ) データベースシステムを基本構造とする。

(ウ) 日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

(ア) 当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

(イ) 将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

(ウ) 運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に対する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

② 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」及び「熊本市電子計算処理に係るデータ保護管理要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

③ 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離し、もって個人情報の保護を図る。

④ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分
昭和60年度	住民記録 交通災害共済 国民健康保険（1次）	昭和63年度	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金
昭和61年度	行政基本 人事（1次） 給与（1次） 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録	平成元年度	財務会計 起債管理 国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 予算編成
昭和62年度	人事（2次） 給与（2次） 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税（1次）	平成2年度	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行 （30業務）
		平成3年度	合併に伴うシステム移行 （4業務）
		平成7年度	特別土地保有税システム 固定資産税（2次） 給与勧告
		平成8年度	母子寡婦福祉資金貸付
		平成10年度	下水道総合（2次）
		平成11年度	介護保険システム（一部）

エ 開発の状況

平成12年度………システム開発事前検討

- ・住民基本台帳ネットワークシステム
- ・市税総合システム
- ・財務会計システム

オ 電算システム機器の構成

- (ア) 中央処理装置
- G S 8300/10 + G S 8300/10（デュプレックスシステム）
G S 8300/10 G（市民課業務バックアップシステム）
- 主（内部）記憶容量
- A系（住民情報系）256MB C系（市民課系）128MB
B系（内部情報系）256MB
- (イ) 補助（外部）記憶装置
- 磁気ディスク装置 140GB ※1GB＝10億バイト（1バイト＝1文字）
磁気テープ装置 4台
カートリッジ式磁気テープ装置 2台（8デッキ）
- (ウ) 入出力装置
- 本体系フロッピーディスク装置 1台
本体系プリンター装置 4台
端末装置 377台
端末系プリンター装置 244台

10 情報公開・個人情報保護・統計

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

(2) 平成11年度情報公開制度の実施状況（平成11年4月1日～平成12年3月31日）

① 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

(単位 件)

開 示 請 求 数	処 理 状 況									
	開 決 示 定	部 分 開 示 定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取 下 り げ	検 討 中
			不 開 示	存 否 不 回 答	不 存 在	そ の 他	計			
64	13	45	2	0	4	0	6	64	0	1

- 〔備考〕
- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
 - 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
 - 3 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
 - 4 その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

② 開示請求者の内訳

(単位 件)

開 示 請 求 者 の 区 分	開示請求 件 数
本市の区域内に住所を有する者	21
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	43
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	0
合 計	64

③ 不服申立ての件数及びその処理状況

不 服 申 立 て 件 数			処 理 状 況				
			決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10年度から の 継 続	異議申立て	7	7		0	0	0
	審査請求	0		0	0	0	0
11 年 度 申 立 て	異議申立て	6	0		4	0	2
	審査請求	0		0	0	0	0
合 計		13	7	0	4	0	2

(3) 新たな個人情報保護制度化の取組み

市民の個人情報保護等のため、平成11年度に民間有識者等による検討委員会を設置し、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度について平成12年度も継続して検討を進めており、検討委員会の答申を得て、制度の確立に取り組む。

(4) 統計

ア 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

(主な指定統計調査)

① 国勢調査(総務庁) 5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

② 事業所・企業統計調査(総務庁) 5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

③ 住宅・土地統計調査(総務庁) 5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

④ 就業構造統計調査（総務庁）5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

⑤ 工業統計調査（通産省）毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

⑥ 商業統計調査（通産省）5年毎

商店を漏れなく調査して、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

⑦ 農林業センサス（農水省）5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

イ 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内、庁外に配布する。

また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

（統計調査結果報告書）

① 熊本市の人口（国勢調査結果）

② 熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）

③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）

④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）

⑤ 熊本市の農業（農業センサス結果報告書）

（市独自の統計刊行物）

① 熊本市統計書 400部作成

② 熊本市勢要覧 950部作成

③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

④ 熊本市の市民所得 250部作成

⑤ 統計くまもと 300部×2回作成

ウ 行政資料室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が市政に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

また、平成10年度から、パソコンを導入し、資料の検索を実施している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

行政資料室利用状況

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
9	1,043	1,257	11,097
10	1,187	1,674	11,808
11	1,044	1,317	13,767

11 総 合 防 災

1 地域防災計画

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、主に昭和28年の白川大水害など、洪水被害が繰り返されてきたところである。

このため、本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活安定のための「復旧復興計画」により構成されている。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に位置する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策の充実を図っている。

さらに、近年の土砂災害や都市型水害による地下施設の浸水など新たな形態の災害や、台風による高潮災害などに対応するため、防災活動体制の充実や避難対策等を含めた地域防災計画の見直しを行っている。

2 防災訓練

風水害、震災への対応訓練として、防災関係機関との連携、ボランティア参加を取り入れた、災害時の被害軽減と被災時の迅速な復旧対応を目的にした総合防災訓練を実施している。

〈平成11年度実績〉

平成11年6月3日 訓練参加者1,800人

3 防災知識の普及・啓発

「自らの身の安全は自らが守る」という防災思想の普及・啓発を図るため、以下の事業を実施している。

(1) 総合防災展

8月30日から9月5日の防災週間に合わせ、防災関係機関の協力を得て、パネルや機器の展示を行っている。

〈平成11年度実績〉

8月21日（土）～22日（日）辛島公園

(2) 市民防災教室

防災知識の普及・啓発と、地域の防災活動のリーダーを育成するため、防災全般についての講座を開催している。

〈平成11年度実績〉

第4回（11年度）受講者数 91人

(3) 防災とボランティア展

1月15日から21日の防災とボランティア週間に合わせ、災害時にボランティア活動や自主的な防災活動の普及のため、炊き出しや救急救護法の講習などを行っている。

〈平成11年度実績〉

1月18日～23日 市庁舎正面玄関及び1階

4 情報の収集伝達

(1) 防災行政無線の整備

災害情報の収集伝達を迅速に行うために、車載型62局、携帯型91局の移動系無線を配置している。

(2) 同報無線

洪水、土砂災害、地震、津波等の災害に対して、避難を喚起するなどの緊急情報を住民に伝達するために、各地区向けに屋外局（子局）83ヶ所に設置している。また、金峰山麓に位置する河内総合支所管内の住宅などに戸別受信機を2,249台配置している。

(3) テレメータ系

坪井川、井芹川などの雨量、水位情報を収集するとともに、付近住民への情報伝達のため、警報局を7ヶ所設置している。

なお、白川、加勢川については、建設省や県を通じて情報を収集している。

5 防災倉庫の設置

近隣公園8ヶ所に鉄筋コンクリート造りの防災倉庫を設置するとともに各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧18万食、水の缶詰（350ml）3万本、生活物資をはじめ、非常用発電機や簡易トイレなどを備蓄している。

また、災害発生時の飲料水や防火用水に使用するために、防災倉庫と併せて耐震性貯水槽（100トン）を設置している。

防災倉庫・耐震性貯水槽設置箇所

- ・ 楠中央公園
- ・ 渡鹿公園
- ・ 錦ヶ丘公園
- ・ 秋津中央公園
- ・ 八王寺中央公園
- ・ 蓮台寺公園
- ・ 白川公園
- ・ 平成中央公園

6 応援要請等

大規模な災害発生時に、市単独で対応が困難である場合に備え、各自治体や各関係機関との連携を図っている。

(1) 災害時相互応援協定

自治体相互の協力に関する協定を締結し、応援を要請することとしている。

応援協定

- ・ 九州九都市災害時相互応援協定（平成7年12月28日締結）
- ・ 尼崎市との災害時相互応援協定（平成8年8月1日締結）
- ・ 福井市との災害時相互応援協定（平成9年11月21日締結）

- ・熊本県11市災害時相互応援協定（平成10年4月15日締結）
- ・中核市との災害時相互応援協定（平成11年5月19日締結）

（2）防災関係機関連絡協議会

自衛隊、警察、九州電力などの防災関係26機関により、平成8年11月に設置した。防災訓練や防災展などの各種行事を通じての連携強化、災害時の迅速な情報収集活動。応急活動などを目的としている。

12 国 際 交 流

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開すると同時に、世界中の各都市と経済、文化、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。

また、熊本市国際交流会館では、財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

このような中、平成10年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、「熊本市国際化指針」を策定し、世界に開かれた国際都市づくりをめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取り組みを行っている。

（1）桂林市（中華人民共和国）

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来、長期的視野に立って両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野において交流と協力を促進し、両市市民の相互理解と友好親善を深めるため、積極的に交流事業を展開している。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の承認を得て、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は幅広い分野において活発に交流事業を展開し、昭和59年には友好都市締結5周年を記念して熊本市産業展を開催し、昭和63年には農業技術展覧会を、そして平成4年には日本及び熊本の生活文化を広く紹介する生活文化展を桂林市で開催し桂林市をはじめ中国全土から大きな反響を呼び、両市両国の相互理解を大きく促進させた。

また平成2年には桂林市に熊本・桂林友誼館が、平成4年には熊本市に熊本・桂林友誼亭が完成し、それぞれ両市友好のシンボルとして市民に親しまれている。

平成11年、両市は記念すべき友好都市締結20周年を迎え、両市友好交流の歴史を改めて振り返るとともにこれまでの交流の実績を礎とし、来たる21世紀を見据えた中長期的な展望に立った友好交流を推進していくため、桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。

最近の主な交流

- 平成11年7月 桂林市友好代表団（党書記）の受入
- 第19回熊本市高校生桂林市友好訪問団の派遣

- 8月 熊本市留学生を桂林市の広西師範大学へ派遣
- 10月 桂林市民族楽器演奏団の受入
 - 〳 桂林市友好代表团（市人代主任）の受入
- 11月 熊本市文化交流団の派遣
 - 〳 熊本市友好代表団の派遣
 - 〳 熊本市議会友好代表団の派遣
 - 〳 第18回熊本市民友好の翼（訪中）の派遣
 - 〳 熊本・桂林両市市民及び児童合同美術作品展の開催

平成12年3月 熊本市環境・経済協議団の派遣

桂林市の概要

桂林市は、中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水は天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の「桂」はキンモクセイの意で、街の至る所にキンモクセイの街路樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

桂林市は1998年10月、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、人口約480万人、面積約27,800km²になった。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

気候は亜熱帯気候に属し、年間の平均降雨量は1,700mm、平均気温19℃と温和で、古くから広西の政治、文化の中心として栄えてきたところである。

（2）サンアントニオ市（アメリカ合衆国）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州にある93万の人口とアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問を行い具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が続いており、最近では国産プロペラ飛行機愛好者の会や、熊本走ろう会、熊本市医師会をはじめとして、民間による国際交流が活発に行われている。

最近の主な交流

平成11年 4 月	熊本市職員の派遣
5 月	熊本市医師・看護婦派遣
〃	熊本市ペルー移住百周年記念祝典参加訪問団派遣
〃	サンアントニオ市留学生の受入（高校生）
7 月	英語教員の海外研修派遣
8 月	熊本市留学生のサンアントニオ市への派遣（大学生・高校生）
9 月	サンアントニオ市留学生の受入（大学生・高校生）
10月	サンアントニオ市国際関係部職員受入
11月	熊本市職員を滞在型海外研修のため派遣
平成12年 2 月	熊本市職員を滞在型海外研修のため派遣

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し人口106万を擁する全米第8位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部に位置する。1982年にはレーガン大統領から、「オールアメリカンシティ」の称号を与えられている。

サンアントニオ市は、年間観光客数1千万人以上を誇る全米有数の国際観光都市であり、特に有名なのは、テキサス独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、サンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑と治水をみごとに調和させた都市計画の一例として世界の都市づくりの模範例となっている。また、約7haの敷地に2万5千人収容できるヘンリーゴンザレスコンベンションセンターを持ち、平成5年5月には、約6万5千席備えた多目的スポーツ施設、アラモドームがオープンするなど、国際コンベンションシティとしても着実な発展をとげている。

（3）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪れたのが公式訪問の始まりである。その後昭和53年、熊本市議会訪欧団がハイデルベルク市を訪問、また、同市で開催された「お城フェスティバル」へ本市文化交流団53名が参加するなど、両市の友好交流は積極的に展開された。

続いて、ラインホルト・ツンデル市長の来熊、両市市旗の交換、熊本市民によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演や同市の日本週間への代表団及び民間交流団体の参加、平成元年の市制施行100周年記念式典並びに翌2年の水資源国際会議等には、市長をはじめ市議会議員が来熊するなど両市の友好は更に深まった。

そして平成4年5月19日、平和と環境に対する共通の責任の認識のもとに、ハイデルベルク市において両市は友好都市締結を行った。また、9月にはヴェーバー市長をはじめとする代表団が本市を訪問し、改めて調印式を執り行った。その後、熊本市民友好の翼の派遣をはじめとする市民レベルでの交流や、サッカーやバスケットボールなどのスポーツあるいはホームステイを通した両市青少年の交流が実施されている。また、本市からの寄付金を元にハイデルベルク市に設置された国際交流基金が適切に管理運用される中、医師、看護婦の相互派遣など、医療交流が活発化している他、同市で過去2回にわたり開催された地球温暖化防止に関する国際会議へ本市が参加するなど環境分野での交流も進展しつつある。

最近の主な交流

- 平成11年 5月 ハイデルベルク市教職員の受入
- 〃 熊本市看護婦の派遣
- 8月 ハイデルベルク市青少年訪問団の受入
- 〃 インターナショナル サマー サイエンス スクールへの学生派遣
- 9月 熊本市医師の派遣
- 10月 熊本市医師の派遣
- 11月 ハイデルベルク市友好代表団の受入
- ハイデルベルク市スポーツシンポジウム参加団の派遣

平成12年 3月 「熊本ウィーク」調査協議団の派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約13万9千人の都市で、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点にあり、標高116m、温和な気候に恵まれている。500年間プファルツ侯の宮殿であった古城のふもとのロマンチックな町であり、ドイツで最も美しい町のひとつと言われる。ドイツ最古の大学を通じて町には知的な雰囲気だとい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なおすこしのかわりもない。

市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、絵のような美しい屋根の波の上に堂々と聳え、城を訪れる人は、歩く度に多様な城の歴史を見ることができる。また、ハイデルベルク大学はドイツ最古の大学であり、その歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。産業としては、ハイテク産業、バイオ研究が盛んである。市内には、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所があり、年間約350万人もの観光客が訪れている。

（４）熊本市国際交流会館

地方の国際化が急速に進展するなか、本市は来るべき21世紀へ向けて世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現に積極的に取り組んでいる。そのようなことから、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年9月、熊本市国際交流会館を建設した。

同会館では、2階交流ラウンジにおいて、国内外の新聞、雑誌、図書、ビデオ、インターネットによる情報サービス、外国語による相談などを行っている。また、熊本市により設立された財団法人熊本市国際交流振興事業団により、異文化理解講座や市民と在熊外国人の交流会などの交流事業が積極的に展開されている。

また、ホール、会議室は交流団体等の会合に頻繁に利用され、更なる市民の国際化に向け着実な実績を上げており、今後も市民と外国人の交流拠点として同会館の重要性は増すものと予想される。

設置主体	熊本市
所在地	花畑町4番8号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建
面積	敷地面積 1,656㎡ 延床面積 8,439㎡
工期	平成4年7月～平成6年7月
開館	平成6年9月1日
建設費	4,090,000千円

主要施設	7 F	ロビー、通訳ブース
	6 F	ホール (230人)
	5 F	大広間(A) (B)、茶道室、和室、小会議室 (洋) (和)
	4 F	レストラン、第1会議室、第2会議室
	3 F	国際会議室、研修室(1) (2) (3)
	2 F	交流ラウンジ、姉妹都市コーナー、事務室
	1 F	エントランスホール、会館事務室
	B 1 F	駐車場、駐輪場、防災センター
	B 2 F	トレーニング室、機械室

会館利用状況

(平成11年度)

ホ ー ル (1件=1催物)								研 修 室 会 議 室 大 広 間 和 室 等 12 室
集 式 会 大 会 典	音 楽 会	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	シ ン ポ ジ ュ ム	そ の 他	計	
40件	46件	7件	2件	118件	6件	31件	250件	5,596件

13 国 内 交 流

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第12代細川藩主斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永(春嶽)公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。

また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指していると同時に、テクノポリスや国際コンベンションシティの指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所、青年会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

- 平成11年4月 「ふくい春まつり越前時代行列」に参加
- 〃 熊本市高校野球福井市親善訪問団の派遣

- 7月 熊本市民訪問団の派遣
 - ♪ 熊本市議会友好訪問団の派遣
 - ♪ 熊本市小学生交流訪問団の派遣
 - ♪ 「ふくいフェニックスまつり」に熊本市より参加
- 8月 福井市民訪問団の受入
 - ♪ 福井市議会友好訪問団の受入
 - ♪ 福井市小学生交流訪問団の受入
 - ♪ 「火の国まつり」に福井市より参加
- 10月 福井市への赤カンガルーの贈呈

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口25万4千人余、面積340.60km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際コンベンションシティの指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

14 文 化 振 興

心の豊かさを求める市民のニーズの高まりを背景に、市民の文化活動も活発化し、一層多様化の傾向にある。そのような中、本市はすべての市民が幸せを実感できるまちづくりの一つの条件として美しいものに感動できる「豊かな感性を育むまちづくり」を掲げ、伝統と風土に根ざした創造性豊かな市民文化の振興に積極的に取り組んでいる。

本年は第5回「草枕」全国俳句大会、第6回全国邦楽コンクールなどの事業を「くまもとお城まつり」の一環として引き続き開催するとともに、「66万市民総郷土史家運動」「飛鳥童の世界熊本展」を開催し、歴史文化・環境文化の振興に取り組む。又、ドイツ、ハイデルベルク市で、「熊本写真パネル展」を行う予定である。

このほか、市民と行政が一体となった文化的質の高い総合行政の推進を目指すとともに、行政内部の文化化にも取り組んでいる。

(1) 人づくり基金制度（平成3年度から実施）

目 的 将来にわたって「豊かな自然と文明の調和」をめざし、「安全と活力に満ちた熊本市」をつくるための、創造性豊かな人材を育成する。

基金の額 576,678,092円

年 度	3～5	6	7	8	9	10	11	累計
援助件数	64	13	10	11	7	9	9	123
援助金額(千円)	77,200	19,600	11,600	15,500	6,000	5,500	7,500	142,900

(2) 市民の文化の振興

ア 熊本県文化協会への助成

事業内容 県内の文化関係の諸団体ならびに諸機関等の相互の連絡調整をはかり、文化の育成発展に寄与することを目的に文化事業の主催ならびに後援、県内各種文化団体ならびに文化機関の相互の連絡調整と情報交換、県外文化団体ならびに文化機関との交流、その他文化の育成発展に必要な事業を行っている。

加盟団体 344団体

事業予算 73,762千円（平成12年度）

助成金額 13,500千円（平成12年度）

イ 市民美術展の開催

目 的 熊本市民の芸術文化の奨励と普及を図り、文化の香り豊かな魅力ある熊本市を形成していくため開催する。また、応募者全員の作品を展示するアンデパンダン展方式を採用している。

会 期 平成12年11月1日～11月5日

会 場 熊本県立美術館本館

部 門 洋画・日本画・版画・彫刻・写真・書

年度	7	8	9	10	11
応募点数	405	309	547	540	525

ウ 平成12年度文化事業

- ・「全国邦楽コンクール」 平成12年10月22日

世界に誇る伝統音楽である邦楽を継承・発展させるために全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくるとともに新しい時代の邦楽の進展に寄与し、「くまもとお城まつり」を通して熊本の魅力を全国に向けて発信する。

- ・「草枕」全国俳句大会 平成12年10月29日

平成8年に夏目漱石来熊記念事業として創設した俳句大会を9年度より「くまもとお城まつり」行事の一環として開催。

漱石顕彰と共に本年生誕100年を迎える熊本市名誉市民の中村汀女の顕彰大会として位置づけ、「熊本と俳句」を全国に発信する。

(3) 財団法人熊本市美術文化振興財団

美術を中心とした芸術文化の発展と振興に貢献する目的で、平成6年に設立された。

熊本市の所蔵する作品の管理を中心に、郷土ゆかりの美術家等を顕彰し、調査・研究を行っている。

・熊本市所蔵作品巡回展

地域に密着したコミュニティ施設等で開催することで、多くの市民に市の所蔵作品を紹介する。

会期及び会場	平成12年 7月25日～7月30日	子ども文化会館
	8月16日～8月20日	花園市民センター
	11月2日～11月5日	健軍文化ホール
	11月7日～11月12日	鮑田公民館
	11月14日～11月19日	食品交流会館

15 熊本市美術館の建設

熊本市美術館は、広く市民に開かれ、市民に親しまれる美術館、子供たちにとっても心と感性を豊かに育むことのできる美術館、また、世界に向けて発信できる美術館をめざし、平成14年秋以降の開館に向け建設を進めている。

市街地再開発事業の一つとして、上通A地区（熊本市上通町）に敷地面積約9,000㎡、延床面積約56,200㎡の市街地再開発ビルを建設し、安全、快適で合理的な土地利用と魅力的でしかも利便性の高い都市環境を創造しようとしている。熊本市美術館は、その市街地再開発ビル内の3階、4階の一部に建設を進めている。

美術館面積 約7,000㎡

美術館内設置予定の主な施設 展示室・創作室・図書室・多目的ホール等

16 職 員 研 修

（1）研修受講人員

（平成11年度）

区 分	研修センター研修	自主研修	派遣研修	職場研修	合 計
延人員	1,342	60	72	3,356	4,830

(2) 研修センター研修

研 修 名			対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
ア 特別研修	政策法務研修	第 I 部	所属長指名職員及び所属長	1	47	0.5	5	地方自治体固有の行政運営展開に欠かさない政策法務の理論と手法の修得。
		第 II 部	所属長指名職員	1	23	1.5	5	
	職員講演会		全 職 員	1	200	0.5	2	社会・経済情勢等の変化に対応できる能力の養成。
イ 基 本 研 修	新規採用職員研修		一般行政職及び業務職	1	47	15	4	公務員・組織人としての心構え、基本的態度を修得し、さらに熊本市職員としての基礎知識の習得。また、市民の立場で考え、サービス提供ができる職員の育成。
			保健婦・看護婦 薬剤師・助産婦	1	18	12	5	
	新規採用職員フォロー研修		新規採用職員	2	65	4	10	半年間の実務経験を振り返り、仕事へのモチベーションを高める。
	事務員・技術員研修		初級職採用 3年目の職員	1	29	3	1	実務遂行能力の向上。
	業務職員研修		採用後15年目の業務職員	1	40	2	8	職場の中堅としての役割や責任を考え、業務遂行の意欲向上を図る。
	吏員研修第Ⅰ部		吏員昇任後2年目の主事・技師	2	95	2	6	事務改善のためのスキルを修得する。
	吏員研修第Ⅱ部		吏員昇任後7年目の主事・技師	4	147	4	7, 8, 10	問題解決能力の向上を図り、活力に満ちた職場作りに貢献することができるリーダー的な職員を育成する。
	作業長・主任研修		作業長・主任昇任者	1	24	1	8	現場の責任者及び指導者に必要な知識及び技能を深める。
	係長研修第Ⅰ部		係長級昇任者	3	137	4	6, 7, 11	監督者として、業務遂行に必要な知識・技能を習得させる。
	課長補佐研修第Ⅰ部		課長補佐級昇任者	2	72	2	5	「目標による管理」の考え方を理解させる。業務の目的・目標、評価尺度を設定できるスキルを修得する。
ウ 実 務 研 修	行政法研修		全 職 員	1	23	5	2, 3	自治体職員の法務能力の向上を図る。
	民法研修		全 職 員	1	18	7	11, 12	民法について基本的な理解を深める。
	パソコン研修		全 職 員	21	300	1	4, 5, 12~3	パソコンの基本的操作法を修得する。
	接 遇 研 修		全 職 員	2	66	2	2	市民相談における基本的な対応の心構え・業務知識・接遇スキルを習得する。
エ 内 部 講 師 養 成 研 修	吏員研修講師養成		吏員研修内部講師	2	16	1	6	吏員研修講師として必要な基礎的研修理論の修得と指導技術の向上を図る。
	公務員倫理研修		課長補佐級職員	1	23	1	1	各職場における公務員倫理意識の維持高揚を図る。
	接遇研修講師養成		接遇研修講師	1	3	6	11, 12	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識・技能態度の修得及び能力の向上を図る。

(3) 自主研修

研修名	研修名	回数	人員	実施時期	内 容
通 信 教 育	全 職 員	— 回	41 人	4～3 月	“自ら学ぶ姿勢”を持つ意欲ある職員を援助することにより、自己啓発の促進を図る。
中 国 語 研 修	全 職 員	1	6	10月から 6カ月間	国際的な広い視野と識見を備えるために、その基礎となる語学能力を養う。
ドイツ語研修	全 職 員	1	13	11月から 5カ月間	同上
職員研修誌	全 職 員	2	—	8, 3	時代に適応した記事を掲載し、全職員への自己啓発意欲の浸透と市職員としての素養の向上を図る。

(4) 派遣研修

研修名		場 所	人 員	期 間
海外派遣研修	短 期 型	ド イ ツ ほ か 欧 州 各 国	21 人	10～11日
	滞 在 型	サ ン ア ン ト ニ オ 市 ポ ス ト ン 市 ほ か	3	30～61日
都 市 派 遣 研 修		大 阪 市 、 京 都 市 ほ か	15	3 日
自 治 大 学 校		東 京 都	2	3 カ月～5 カ月
国 際 文 化 ア カ デ ミ ー		滋 賀 県 大 津 市	18	2 日～1 カ月
市 町 村 ア カ デ ミ ー		千 葉 市	13	4～10日
専 門 職 員 派 遣		建設大学校、国立公衆衛生院ほか	34	10日以上
大 学 研 究 生 ・ 聴 講 生 派 遣		熊 本 県 立 大 学 大 学 院 熊 本 大 学 大 学 院	2	1 年間
そ の 他 の 派 遣 研 修		熊 日 経 営 セ ミ ナ ー 自治体女性管理監督者研修会 県下11市女子職員研修 その他	142	1～60日

(5) 職場研修

研修名	対 象	回数	人 員	日数	実施時期	内 容
職 場 集 合 研 修	全職場・全職員	50 回	2,710 人	1～2 日	4～3 月	各職場の業務に密着した研修を、職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職場指導員研修	職 場 指 導 員	2	65	0.5	4	後輩指導・育成に関する基本的な方法を修得することにより、新規採用職員への指導体制の充実を図る。
接 遇 研 修	全 職 員	8	374	1～3	6, 1, 2, 3	各職場との連携を強化し、現場での接遇研修を実施する。
組織活性化研修	納税課・保健所 交通局・土木技師	1	29	3	2	緊密な人間関係に基づく明るい職場風土づくりを目指す

17 人 事 委 員 会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成11年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数	第 一 次 受験者数 A	第 一 次 合格者数	第 二 次 受験者数	最 終 合格者数 B	倍 率 A / B
上 級 職	事 務 職	人 668	人 480	人 30	人 30	人 18	倍 26.7
	社 会 福 祉 職	34	22	4	4	2	11.0
	技 術 職	24	16	4	4	3	5.3
	建 築 職	36	27	4	4	2	13.5
	電 気 職	27	20	4	4	2	10.0
〔上級職 小計〕		789	565	46	46	27	20.9
免 許 資 格 職 (上級職)	獣 医 師	4	3	3	3	2	1.5
	薬 剤 師	18	17	3	3	1	17.0
	保 健 婦 (士)	74	67	10	10	5	13.4
〔免許資格職(上級職) 小計〕		96	87	16	16	8	10.9
初 級 職	事 務 職	270	208	20	20	10	20.8
免 許 資 格 職 (中級職)	保 育 士	159	139	10	10	5	27.8
	看 護 婦 (士)	129	117	20	18	10	11.7
〔免許資格職(中級職) 小計〕		288	256	30	28	15	17.1
業 務 職	業 務 職	407	359	26	25	13	27.6
消 防 職	上 級 消 防 職	211	193	12	12	6	32.2
	初 級 消 防 職	187	159	22	22	11	14.5
〔消防職 小計〕		398	352	34	34	17	20.7
《 総 計 》		2,248	1,827	172	169	90	20.3

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成11年職種別民間給与実態調査をもとに、平成11年10月4日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況 (平成11年4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
全 職 員	5,689人	361,188円	40歳7月	19年9月
一 般 行 政 職	2,753人	366,953円	41歳0月	19年6月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の184事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
371,049円	370,108円	941円（0.25%）
4月遡及改定分の影響（積残し分）		85円（0.02%）
合	計	1,026円（0.27%）

エ 勧告の内容

給料表は、民間給与との較差を考慮するとともに、国及び他の地方公共団体の職員の改定状況並びに本市の実状を勘案して改定すること。

諸手当については、民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の状況を考慮して改定すること。

この改定は、平成11年4月1日から実施すること。ただし、宿日直手当の改定については、平成12年1月1日から実施すること。

（3）公平審査

平成11年度には、措置要求事案及び不服申立て事案はなく、係属中の事案もない。

18 選

挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平12.6.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	熊本市役所	799	993	1,792
	102	慶徳小学校	842	1,115	1,957
	103	五福地域開発センター	1,062	1,516	2,578
	104	一新小学校	2,046	2,673	4,719
	105	一新幼稚園	752	1,088	1,840
	106	上熊本老人憩の家	728	921	1,649
	107	上熊本団地集会室	1,716	1,616	3,332
	108	池田小学校	1,657	1,704	3,361
	109	京町台保育園	986	1,244	2,230
	110	京陵中学校	1,280	1,619	2,899
	111	壺川小学校	1,788	2,286	4,074
	112	信愛女学院幼稚園	956	1,365	2,321
	113	碩台小学校	1,209	1,649	2,858
	114	市立高校	1,654	2,034	3,688
	115	黒髪小学校	1,479	1,544	3,023
	116	桜山中学校	2,645	2,475	5,120
	117	清水小学校	2,334	2,760	5,094
	118	亀井公民館	1,344	1,584	2,928
	119	高平台小学校	3,555	4,148	7,703
	120	銀杏学園短期大学	1,746	1,944	3,690
	121	八景水谷公民館	1,456	1,728	3,184
	122	城北小学校	3,000	2,111	5,111
	123	清水北老人憩の家	1,228	1,403	2,631
	124	麻生田小学校	3,014	3,633	6,647
	125	榆木小学校	2,160	2,503	4,663
	126	楠小学校	2,591	2,916	5,507
	127	武蔵小学校	2,461	2,754	5,215
	128	弓削小学校	1,745	1,942	3,687
	129	龍田小学校	3,393	3,634	7,027
	130	宝積寺公民館	1,831	2,051	3,882
	131	白川小学校	1,359	1,720	3,079
	132	鎮西高校	1,202	1,543	2,745
	133	九州学院	1,305	1,867	3,172
	134	大江小学校	1,743	1,903	3,646
	135	菊水学園	1,848	1,867	3,715
	136	託麻原小学校	3,317	3,590	6,907
	137	白山保育園	933	1,171	2,104
	138	白山小学校	2,420	2,850	5,270
	139	出水小学校	2,061	2,735	4,796
	140	出水校区戸井の外集会所	1,445	1,875	3,320
	141	東水前寺公民館	2,323	2,757	5,080
	142	熊本県庁	730	871	1,601
	143	砂取小学校	2,249	2,993	5,242
	144	出水中学校	2,962	3,354	6,316
	145	出水南中学校	1,483	1,832	3,315
	146	江津湖団地第2集会所	1,725	2,160	3,885
	147	画図小学校	2,344	2,678	5,022
	148	湖東中学校	1,906	2,270	4,176
	149	泉ヶ丘小学校	1,435	1,756	3,191
	150	泉ヶ丘公民館	1,254	1,644	2,898
	151	若葉小学校	2,080	2,509	4,589
	152	東野中学校	2,513	2,948	5,461
	153	秋津第2公民館	1,940	2,220	4,160
	154	桜木小学校	3,854	4,278	8,132
	155	東町小学校	2,368	2,369	4,737
	156	健軍東小学校	2,654	3,048	5,702
	157	健軍小学校	2,439	2,854	5,293
	158	尾ノ上小学校	3,908	4,365	8,273
	159	京塚公民館	1,120	1,334	2,454
	160	帯山中学校	1,875	2,282	4,157
	161	帯山小学校	2,947	3,499	6,446

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帯山校区第6町内公民館	2,110	2,384	4,494
	163	月出小学校	2,767	2,921	5,688
	164	山ノ内小学校	3,890	4,378	8,268
	165	長嶺小学校	3,718	4,022	7,740
	166	さくら幼稚園	2,237	2,452	4,689
	167	託麻南小学校	2,582	2,915	5,497
	168	託麻東小学校	4,181	4,473	8,654
	169	託麻北小学校	2,719	2,909	5,628
	170	託麻市民センター	1,859	1,890	3,749
	171	託麻西小学校	3,132	3,396	6,528
	172	下南部公民館	1,156	1,198	2,354
	173	西原公民館	1,111	1,360	2,471
	174	西原小学校	3,862	3,921	7,783
	175	西里保育園	1,110	1,282	2,392
	176	五丁保育園	1,223	1,341	2,564
	177	明德体育館	935	1,049	1,984
	178	北部総合支所校	2,506	2,942	5,448
	179	北部東小学校	2,929	3,308	6,237
	小計			161,226	184,236
2	201	花園小学校	3,179	3,550	6,729
	202	花園公民館	1,703	2,119	3,822
	203	岳林寺	1,685	2,077	3,762
	204	城西小学校	3,061	3,742	6,803
	205	横手保育園	538	713	1,251
	206	春日小学校	1,927	2,293	4,220
	207	春日保育園	708	935	1,643
	208	向山小学校	2,340	2,790	5,130
	209	世安公民館	1,487	1,776	3,263
	210	本荘小学校	1,269	1,701	2,970
	211	春竹小学校	3,086	3,741	6,827
	212	事業内高等職業訓練校	1,919	2,327	4,246
	213	託麻中学校	3,751	4,231	7,982
	214	田迎南小学校	2,333	2,615	4,948
	215	御幸小学校	3,289	3,870	7,159
	216	川尻小学校	1,732	2,051	3,783
	217	城南中学校	2,183	2,801	4,984
	218	城南南小学校	774	907	1,681
	219	森下保育園	1,509	1,732	3,241
	220	日吉小学校	1,725	2,062	3,787
	221	日吉東小学校	2,028	2,302	4,330
	222	力合小学校	3,090	3,416	6,506
	223	薄場団地集会所	1,193	1,411	2,604
	224	古町小学校	1,273	1,667	2,940
	225	花陵中学校	2,176	2,845	5,021
	226	白坪小学校	2,348	2,639	4,987
	227	城山小学校	3,245	3,852	7,097
	228	池上小学校	2,336	2,840	5,176
	229	高橋小学校	844	979	1,823
	230	中島地域コミュニティセンター	739	915	1,654
	231	二番公民館	783	919	1,702
	232	小島小学校	1,063	1,277	2,340
	233	有明保育園	269	285	554
	234	松尾東小学校	355	374	729
	235	松尾西小学校	530	596	1,126
	236	松尾北公民館	100	106	206
	237	河内小学校	1,195	1,404	2,599
	238	みかんの里振興センター	808	925	1,733
	239	椎亀公民館	376	442	818
	240	芳野小学校	521	568	1,089
	241	飽田東小学校	2,314	2,654	4,968
	242	飽田南小学校	850	1,024	1,874
	243	飽田西小学校	1,043	1,238	2,281
	244	中緑小学校	461	559	1,020
	245	銭塘小学校	926	1,045	1,971
	246	奥古閑小学校	1,453	1,679	3,132
	247	川口小学校	990	1,095	2,085
	小計			73,507	87,089
合計			234,733	271,325	506,058

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区 分	昭58. 4.24	昭62. 4.26	平 3. 4.21	平 7. 4.23	平11. 4.25
有 権 者 総 数	362,884	384,110	440,958	467,890	489,743
投 票 者 数	248,675	255,361	282,185	270,623	278,909
投 票 率 (%)	68.53	66.48	63.99	57.84	56.95
立 候 補 者 数	64	68	74	67	68
定 数	52	52	56	52	52
最 高 得 票 数	6,762	8,645	7,811	7,701	7,844
当 選 者 最 低 得 票 数	2,754	3,195	3,194	3,641	3,679
立 候 補 者 最 高 年 齢	84	73	77	81	85
〃 最 低 年 齢	27	29	26	27	29

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開 票 区	第 1	第 2	第 3	全 体
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平 7. 7.23)	44.70	44.34		44.59
参議院議員通常選挙 (選挙区) (平10. 7.12)	55.14	55.62		55.39
熊 本 市 長 選 挙 (平10.11. 8)	31.44	34.22		32.33
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区) (平11. 4.11)	54.22	60.90		56.36
市議会議員一般選挙 (平11. 4.25)	54.42	62.29		56.95
熊 本 県 知 事 選 挙 (平12. 4.16)	58.08	54.37		53.49
参議院議員補欠選挙 (選挙区) (平12. 4.16)	52.25	53.94		52.79
衆議院議員小選挙区選挙 第一区 (平12. 6.25)	59.31			59.31
〃 第二区 (平12. 6.25)		56.60		56.60

(注) 開票区については平成7年7月23日の参議院議員通常選挙より2開票区となった。

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民 党	民 進 党	公 明 党	共 産 党	新 進 党	保 守 党	民 主 党	新 社 会 党	諸 派	無 所 属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平 7. 7.23)	総得票数	—	—	—	8,262	96,787	—	—	—	—	241	104,674	209,964
	最高〳	—	—	—	8,262	96,787	—	—	—	—	241	65,322	—
	最低〳	—	—	—	8,262	96,787	—	—	—	—	241	39,352	—
	得票率(%)	—	—	—	3.93	46.10	—	—	—	—	0.11	49.85	100
	候補者数	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1	2	5
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平10. 7.12)	総得票数	111,558	—	—	30,019	—	—	—	118,323	—	5,708	—	265,608
	最高〳	81,394	—	—	30,019	—	—	—	118,323	—	5,708	—	—
	最低〳	30,164	—	—	30,019	—	—	—	118,323	—	5,708	—	—
	得票率(%)	42.00	—	—	11.30	—	—	—	44.55	—	2.15	—	100
	候補者数	2	—	—	1	—	—	—	1	—	1	—	5
熊本市長選挙 (平10.11. 8)	総得票数	—	—	—	29,759	—	—	—	—	—	—	128,048	157,807
	最高〳	—	—	—	29,759	—	—	—	—	—	—	128,048	—
	最低〳	—	—	—	29,759	—	—	—	—	—	—	128,048	—
	得票率(%)	—	—	—	18.86	—	—	—	—	—	—	81.14	100
	候補者数	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 18 (平11. 4.11)	総得票数	113,159	—	37,055	14,946	—	—	—	15,958	—	—	92,464	273,583
	最高〳	18,791	—	12,724	9,574	—	—	—	11,842	—	—	17,002	—
	最低〳	3,956	—	11,659	5,372	—	—	—	4,116	—	—	601	—
	得票率(%)	41.36	—	13.54	5.46	—	—	—	5.83	—	—	33.80	100
	候補者数	9	—	3	2	—	—	—	2	—	—	11	27
市議会議員選挙 定数 52 (平11. 4.25)	総得票数	97,147	8,301	32,463	12,118	—	—	—	14,883	809	546	108,958	275,226
	最高〳	7,844	4,720	5,240	4,251	—	—	—	5,628	809	546	5,641	—
	最低〳	2,958	3,581	4,295	3,826	—	—	—	3,893	809	546	197	—
	得票率(%)	35.30	3.02	11.80	4.40	—	—	—	5.41	0.29	0.20	39.59	100
	候補者数	21	2	7	3	—	—	—	3	1	1	30	68
熊本県知事選挙 (平12. 4.16)	総得票数	—	—	—	14,165	—	—	—	—	—	—	249,617	263,782
	最高〳	—	—	—	14,165	—	—	—	—	—	—	134,277	—
	最低〳	—	—	—	14,165	—	—	—	—	—	—	115,340	—
	得票率(%)	—	—	—	5.37	—	—	—	—	—	—	94.63	100
	候補者数	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	3
参議院議員補欠選挙 (平12. 4.16)	総得票数	—	—	—	25,733	—	—	—	108,942	—	—	122,440	257,115
	最高〳	—	—	—	25,733	—	—	—	108,942	—	—	101,889	—
	最低〳	—	—	—	25,733	—	—	—	108,942	—	—	20,551	—
	得票率(%)	—	—	—	10.01	—	—	—	42.37	—	—	47.62	100
	候補者数	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	2	4
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数 1 (平12. 6.25)	総得票数	86,817	—	—	21,026	—	—	—	92,161	—	—	—	—
	最高〳	86,817	—	—	21,026	—	—	—	92,161	—	—	—	—
	最低〳	86,817	—	—	21,026	—	—	—	92,161	—	—	—	—
	得票率(%)	43.41	—	—	10.51	—	—	—	46.08	—	—	—	—
	候補者数	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数 1 (平12. 6.25)	総得票数	—	—	—	5,597	—	50,280	28,146	—	—	3,170	—	—
	最高〳	—	—	—	5,597	—	50,280	28,146	—	—	3,170	—	—
	最低〳	—	—	—	5,597	—	50,280	28,146	—	—	3,170	—	—
	得票率(%)	—	—	—	6.42	—	57.67	32.28	—	—	3.64	—	—
	候補者数	—	—	—	1	—	1	1	—	—	1	—	—

(注) 各選挙の直近のものを記載

平成8年衆議院議員選挙における「諸派」は「自由連合」

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

党派別の欄の「社民」については、平成8年10月の衆議院議員選挙までは社会党の数値を記載

平成10年参議院議員通常選挙における「諸派」は「自由連合」

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

19 名 誉 市 民

(平成 8. 1 現在)

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。県近代文化功労者。

勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があつ

た。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

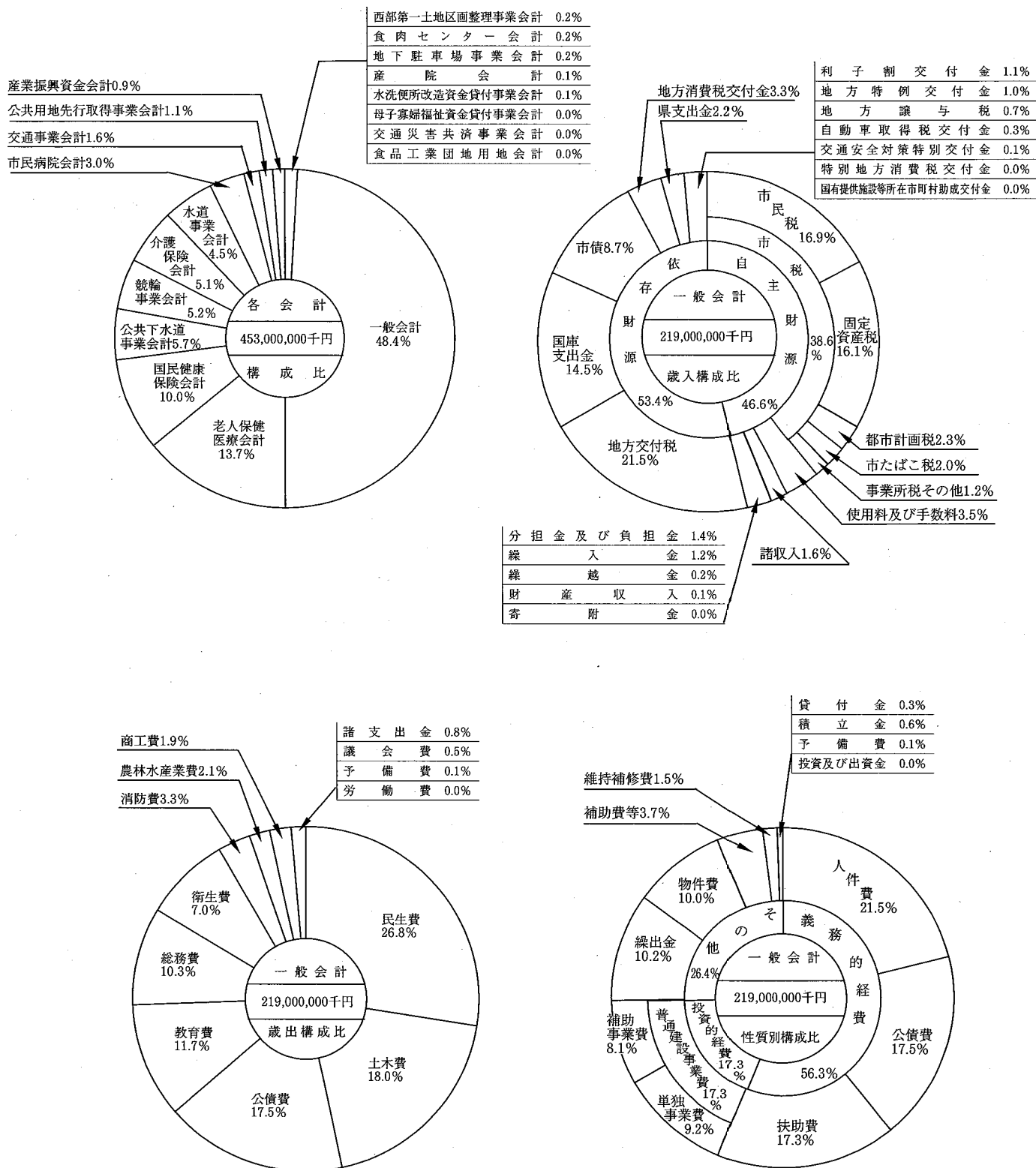
中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

20 財 政

(1) 平成12年度当初予算図表



(2) 予算総括表

(単位 千円)

区 分 會計別	平成12年度当初予算		平 成 11 年 度 予 算				比 較 (A) - (B)	伸 率 (A)-(B) (B)
	(A)		当 初 予 算 (B)		現 計 予 算			
一 般 会 計	219,000,000	48.4%	218,400,000	48.9%	250,593,429	51.9%	600,000	0.3%
特 別 会 計	192,190,000	42.4	184,070,000	41.2	186,854,996	38.7	8,120,000	4.4
国民健康保険会計	45,326,279	10.0	44,549,678	10.0	48,797,425	10.1	776,601	1.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	221,000	0.0	221,000	0.0	221,000	0.0	0	0
介護保険会計	22,982,063	5.1	—	—	—	—	22,982,063	—
老人保健医療会計	62,074,985	13.7	70,240,660	15.7	70,908,237	14.7	△8,165,675	△11.6
交通災害共済事業会計	94,431	0.0	97,383	0.0	91,640	0.0	△2,952	△3.0
食肉センター会計	734,046	0.2	805,868	0.2	782,509	0.2	△71,822	△8.9
産業振興資金会計	4,038,000	0.9	3,838,000	0.9	4,188,000	0.9	200,000	5.2
食品工業団地用地会計	105,000	0.0	58,800	0.0	279,086	0.1	46,200	78.6
競輪事業会計	23,483,480	5.2	26,243,440	5.9	23,555,113	4.9	△2,759,960	△10.5
地下駐車場事業会計	704,333	0.2	707,326	0.2	707,326	0.1	△2,993	△0.4
公共用地先行取得事業会計	5,088,954	1.1	8,939,024	2.0	8,570,153	1.8	△3,850,070	△43.1
西部第一土地区画整理事業会計	1,038,813	0.2	1,585,235	0.3	1,676,930	0.3	△546,422	△34.5
公共下水道事業会計	25,957,000	5.7	25,700,788	5.7	26,074,629	5.4	256,212	10.0
水洗便所改造資金貸付事業会計	341,616	0.1	351,406	0.1	237,627	0.0	△9,790	△2.8
(熊本城会計)	—	—	731,392	0.2	765,321	0.2	△731,392	—
一般・特別会計合計	411,190,000	90.8	402,470,000	90.1	437,448,425	90.6	8,720,000	21.7
企 業 会 計	41,810,000	9.2	44,030,000	9.9	45,388,407	9.4	△2,220,000	5.0
産 院 会 計	602,787	0.1	594,580	0.1	632,220	0.1	8,207	1.4
市民病院会計	13,345,770	3.0	13,652,579	3.1	16,011,133	3.3	△306,809	△2.2
水道事業会計	20,468,000	4.5	22,422,000	5.0	21,215,295	4.4	△1,954,000	△8.7
交通事業会計	7,393,443	1.6	7,297,241	1.7	7,466,159	1.6	96,202	1.3
(酒類製造事業会計)	—	—	63,600	0.0	63,600	0.0	△63,600	—
総 計	453,000,000	100	446,500,000	100	482,836,832	100	6,500,000	1.5

総務

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区分 性質別	平成12年度当初予算				平成11年度当初予算			
	予算額	構成比	特定財源	一般財源	予算額	構成比	特定財源	一般財源
1 人件費	47,096,289	21.5	3,698,579	43,397,710	46,108,225	21.1	3,292,276	42,815,949
2 物件費	21,921,972	10.0	5,653,586	16,268,386	22,226,813	10.2	4,926,461	17,300,352
3 維持補修費	3,280,533	1.5	510,607	2,769,926	3,083,417	1.4	215,503	2,867,914
4 扶助費	37,935,248	17.3	23,918,617	14,016,631	39,094,725	17.9	24,427,128	14,667,597
5 補助費等	8,109,080	3.7	778,506	7,330,574	9,022,416	4.1	2,114,020	6,908,396
6 普通建設事業費	37,811,318	17.3	27,731,829	10,079,489	40,773,059	18.7	31,377,444	9,395,615
補助事業費	17,607,309	8.1	14,909,214	2,698,095	17,478,757	8.0	15,124,461	2,354,296
単独事業費	20,204,009	9.2	12,822,615	7,381,394	23,294,302	10.7	16,252,983	7,041,319
9 公債費	38,301,816	17.5	2,765,885	35,535,931	36,878,631	16.9	2,213,078	34,665,553
10 積立金	1,335,873	0.6	35,873	1,300,000	662,609	0.3	62,609	600,000
11 投資及び出資金	103,842	0.0	—	103,842	99,595	0.0	—	99,595
12 貸付金	668,500	0.3	552,000	116,500	710,300	0.3	565,000	145,300
13 繰出金	22,315,529	10.2	1,371,412	20,944,117	19,620,210	9.0	1,146,713	18,473,497
15 予備費	120,000	0.1	—	120,000	120,000	0.1	—	120,000
合 計	219,000,000	100	67,016,894	151,983,106	218,400,000	100	70,340,232	148,059,768

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		8	9	10	11	12	8	9	10	11	12
10	市 税	84,332,751	86,699,278	85,554,766	84,915,519	84,493,616	38.0	39.4	37.7	38.9	38.6
15	地 方 譲 与 税	4,838,604	2,688,546	1,536,903	1,593,000	1,591,000	2.2	1.2	0.7	0.7	0.7
20	利 子 割 交 付 金	1,112,865	842,649	752,467	774,000	2,375,000	0.5	0.4	0.3	0.4	1.1
22	地方消費税交付金	—	1,543,871	6,859,826	7,262,000	7,262,000	—	0.7	3.0	3.3	3.3
25	自動車取得税交付金	892,431	772,614	721,723	658,000	642,000	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
27	特別地方消費税交付金	136,573	277,143	314,263	283,000	38,000	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
30	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,701	5,117	5,450	5,450	5,477	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
32	地方特例交付金	—	—	—	2,500,000	2,295,000	—	—	—	1.2	1.0
35	地 方 交 付 税	35,959,764	38,401,295	41,682,154	44,500,000	47,023,000	16.2	17.4	18.4	20.4	21.5
40	交通安全対策 特別交付金	175,456	176,659	179,828	179,000	183,000	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
45	分担金及び負担金	3,001,936	3,196,543	3,566,011	3,576,029	3,076,843	1.4	1.2	1.5	1.6	1.4
50	使用料及び手数料	5,923,974	6,262,415	6,502,003	7,354,980	7,632,967	2.7	2.8	2.9	3.4	3.5
55	国庫支出金	30,736,017	30,128,446	36,451,856	32,475,153	31,695,718	13.9	13.7	16.1	14.9	14.5
60	県 支 出 金	5,528,422	6,046,083	3,991,463	3,777,694	4,713,938	2.5	2.7	1.8	1.7	2.2
65	財 産 収 入	452,227	431,014	852,584	307,263	293,196	0.2	0.2	0.4	0.1	0.1
70	寄 付 金	10,881	72,751	146,786	3	3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
75	繰 入 金	2,752,860	19,451	50,115	628,754	2,584,371	1.2	0.0	0.0	0.3	1.2
80	繰 越 金	3,009,224	2,324,643	3,050,059	500,000	500,000	1.4	1.1	1.3	0.2	0.2
85	諸 収 入	4,198,768	4,926,088	3,891,490	3,750,755	3,474,071	1.9	2.3	1.8	1.7	1.6
90	市 債	38,695,000	35,449,600	30,567,600	23,359,400	19,120,800	17.4	16.1	13.5	10.7	8.7
	合 計	221,763,454	220,264,206	226,677,347	218,400,000	219,000,000	100	100	100	100	100

総務

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		8	9	10	11	12	8	9	10	11	12
10	議 会 費	1,122,640	1,077,033	1,107,953	1,166,556	1,075,253	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
15	総 務 費	18,696,017	18,218,545	19,325,384	20,308,194	22,513,433	8.5	8.4	8.8	9.3	10.3
20	民 生 費	51,317,485	54,564,654	57,273,642	59,868,382	58,620,759	23.4	25.1	26.1	27.4	26.8
25	衛 生 費	13,108,952	15,960,996	18,262,569	17,476,328	15,332,414	6.0	7.4	8.3	8.0	7.0
30	労 働 費	130,333	13,906	8,747	6,493	3,552	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
35	農林水産業費	6,020,554	4,830,948	4,834,065	4,291,180	4,647,733	2.7	2.2	2.2	2.0	2.1
40	商 工 費	5,408,043	5,243,200	4,968,959	4,135,245	4,150,288	2.5	2.4	2.3	1.9	1.9
45	土 木 費	52,896,005	44,973,031	46,530,237	41,717,063	39,429,868	24.1	20.7	21.2	19.1	18.0
50	消 防 費	7,969,382	7,011,110	6,786,606	6,746,807	7,295,097	3.6	3.2	3.1	3.1	3.3
55	教 育 費	29,783,527	30,601,349	23,235,403	23,640,821	25,742,187	13.6	14.1	10.6	10.8	11.7
60	災 害 復 旧 費	4,750	273,443	326,510	0	0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
65	公 債 費	31,411,035	32,794,219	35,280,576	36,894,631	38,323,816	14.3	15.1	16.0	16.9	17.5
70	諸 支 出 金	1,588,901	1,651,713	1,760,521	2,028,300	1,745,600	0.7	0.8	0.8	0.9	0.8
75	予 備 費	0	0	0	120,000	120,000	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	合 計	219,457,624	217,214,147	219,701,172	218,400,000	219,000,000	100	100	100	100	100.0

(注) 11年度は決算見込額、12年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標（普通会計ベース）

(単位 千円)

年度 区分	7	伸 率	指 数	8	伸 率	指 数	9	伸 率	指 数	10	伸 率	指 数	11	伸 率	指 数
基準財政需要額	96,157,827	% 4.2	100	102,867,151	% 7.0	107	107,678,772	% 4.7	112	111,900,900	% 3.9	116	114,191,806	% 2.0	119
基準財政収入額	65,766,065	5.9	100	68,206,216	3.7	104	70,452,601	3.3	107	71,883,837	2.0	109	70,605,874	△1.8	107
標準税収入額	87,149,382	5.9	100	90,387,752	3.7	104	93,357,580	3.3	107	95,264,998	2.0	109	93,550,396	△1.8	107
標準財政規模	120,057,943	5.0	100	125,101,730	4.2	104	130,487,045	4.3	109	135,284,361	3.7	113	137,076,413	1.3	114
財政力指数	0.678			0.673			0.667			0.653			0.638		
実質収支比率(%)	0.9			0.7			1.1			1.7			1.6		
経常収支比率(%)	83.2			89.3			88.5			89.2			86.4		
公債費比率(%)	18.1			21.9			21.6			22.2			17.0		

(注) 11年度は決算見込額

21 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限
市 民 税	均 等 割	3,000円	1 期 6/1~6/30 2 期 8/1~8/31 3 期 10/1~10/31 4 期 1/1~1/31 ・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・人格のない社団等で収益事業を行わないもの。公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
	個 人 所 得 割	課税所得金額 税 率 200万円以下 3 % 200万円超 8 % 700万円超 10%	
	法 人 均 等 割	(1) 資本等の金額（資本積立金額を含む。相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法に規定する公共法人等を除く。(2)から(9)までにおいて同じ。）で、かつ、市内の従業者数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 60,000円	
		法人税割 $\frac{14.7}{100}$	
	個 均 等 割	1,000円	
	個 人 所 得 割	課税所得金額 税 率 700万円以下 2 % 700万円超 3 %	
	固定資産税		1 期 5/1~5/31 2 期 7/1~7/31 3 期 9/1~9/30 4 期 12/1~12/31
	都市計画税		固定資産税と同じ
	軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 1,000円 (イ) " 90cc " 1,200円 (ウ) " 125cc " 1,600円 (エ) ミニカー 2,500円 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの（側車付を含む） 2,400円 (イ) 三輪のもの 3,100円

総務

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗 用 の も の {営業用5,500円 {自家用7,200円 貨物用のもの {営業用3,000円 {自家用4,000円 (エ) 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 1,600円 (イ) その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	5/1~5/31
市 た ば こ 税	製造タバコ1,000本につき2,668円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,266円)	毎月末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分) 5月末日 土地の取得に係るもの(取得分) 8月末日 2月末日
事 業 所 税	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新增設事業所床面積 1㎡につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新增築した日から2ヵ月以内
入 湯 税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度				7	8	9	10	11
税 目								
市 民 税	個 人	普 通 徴 収	均 等 割 の み	13,783	13,914	14,066	34,667	14,252
			所 得 割 の み	23,515	23,291	22,340	17,611	21,267
			完 全 納 税 者	76,598	79,605	81,364	63,361	79,118
			計	113,896	116,810	117,770	115,639	114,637
		特 別 徴 収	均 等 割 の み	2,972	3,158	2,949	13,554	3,412
			所 得 割 の み	19,482	22,314	22,549	19,829	21,115
			完 全 納 税 者	136,269	137,898	139,562	128,579	140,347
			計	158,723	163,370	165,060	161,962	164,874
	小 計			272,619	280,180	282,830	277,601	279,511
	法 人 調 定 件 数	27,941	28,303	28,462	28,302	28,415		
固 資 産 定 税	土 地 及 び 家 屋 償 却 資 産		170,565	173,974	176,806	179,223	181,351	
		(3,780)	(3,850)	(3,995)	(3,992)	(3,966)		
	小 計		170,565	173,974	176,806	179,223	181,351	
軽 自 動 車 税			168,086	168,338	168,074	168,338	169,664	
合 計			639,211	650,795	656,172	653,514	658,941	
対 前 年 度	増 加 数		11,557	11,584	5,377	△2,658	5,427	
	伸び率 (%)		102	102	101	100	101	

(注) 償却資産に係る () は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税 目			年 度		10			11		
					調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	8,751,488	8,087,645	92.4	8,471,130	7,788,598	91.9		
		特 別 徴 収	19,773,654	19,698,641	99.6	19,759,595	19,690,237	99.6		
		計	28,525,142	27,786,286	97.4	28,230,725	27,478,835	97.3		
	法 人 分		10,922,079	10,858,177	99.4	10,811,208	10,750,965	99.4		
	小 計		39,447,221	38,644,463	98.0	39,041,933	38,229,800	97.9		
固定資産税	固定資産	土地家屋償却資産	34,472,433	33,086,136	96.0	35,817,298	34,445,509	96.2		
	交 付 金		310,215	310,215	100.0	318,468	318,468	100.0		
	小 計		34,782,648	33,396,351	96.0	36,135,766	34,763,977	96.2		
軽 自 動 車 税			565,854	545,079	96.3	584,861	563,316	96.3		
特 別 土 地 保 有 税			469,263	322,385	68.7	160,044	105,625	66.0		
入 湯 税			23,830	23,355	98.0	22,552	22,067	97.8		
事 業 所 税			2,191,705	2,173,105	99.2	1,773,117	1,750,013	98.7		
都 市 計 画 税			5,011,574	4,809,745	96.0	5,181,473	4,982,971	96.2		
た ば こ 税			4,093,921	4,093,700	100.0	4,438,226	4,438,033	100.0		
合 計			86,586,016	84,008,183	97.0	87,337,972	84,855,802	97.2		
滞 納 繰 越 分			9,535,532	1,546,583	16.2	9,799,948	1,628,602	16.6		
総 計			96,121,548	85,554,766	89.0	97,137,920	86,484,404	89.0		

22 土 地 開 発 公 社

名 称 熊本市土地開発公社

設 立 年 月 日 平成 7 年11月10日

目 的 熊本市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等をおこなうこと等により、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

事 業 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

（１）公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地

（２）道路、公園、緑地その他の公共施設及び公用施設の用に供する土地
上記の業務に附帯する業務を行うこと。

役 員 理 事 長 助 役 副理事長 助 役
常務理事 総務局長
理 事 教育長 交通事業管理者 水道事業管理者
企画調整局長 市民生活局長 健康福祉局長
環境保全局長 経済振興局長 都市整備局長
建設局長 消防局長
監 事 収入役 企画広報部長
役員の任期は 2 年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 20,000千円（市出資金）
資金は市の債務保証を得て市中金融機関及び市土地開発基金より借入している。
利 率 年5.0%以内

事 業 実 績
平成11年度事業

(1) 公有地取得事業

事 業 名	執 行 額		備 考
	面 積	金 額	
教 育 施 設 用 地	907.93 [㎡]	43,597,962 ^円	
そ の 他 の 用 地	8,237.13	366,946,942	
合 計	9,145.06	410,544,904	

(2) 公有地売却事業

事業名	執行額		備考
	面積	金額	
教育施設用地	21,629.27 ^{m²}	342,913,574 ^円	
公園用地	6,071.21	511,865,148	
道路改良用地	468.09	197,556,693	
その他の用地	4,507.70	52,002,096	
合計	32,676.27	1,104,337,511	

23 土地開発基金

設置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 2,493,384千円（平12.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市土地開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年3%）

24 市庁舎概要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、17年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

また、昭和11年に建設された旧熊本地方貯金局である花畑町別館は、地下1階地上4階建ての建物で築後相当年数経過しているが、毎年計画的に補修を行い、耐用年数の延長を図るとともに執務環境を改善しながら利用している。

(1) 建物概要

所在地 手取本町1番1号

敷地面積 10,007.20m²

建築面積 5,583.54m²

延面積 39,709.43m²（他に駐輪場83.70m²がある）

構造・規模 高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建
議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建

高さ 高層棟 軒高62.10m

	議会棟	軒高26.00m
工 期	着 工	昭和54年 3 月17日
	竣 工	昭和56年10月31日
総事業費		112億2,000万円
財源内訳	基 金	62億5,000万円
	起 債	47億3,000万円
	一般財源	2 億4,000万円
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円
	設備その他工事	36億6,000万円
	委託費	5 億6,000万円
	備品費	4 億7,000万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を

使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市役所駐車場

所 在 地	下通1丁目1番8号					
開 設 年 月	昭和55年4月					
総 面 積	8,054㎡					
収 容 台 数	351台	2階	48台	5階	62台	
		3階	62	6階	55	
		4階	62	屋階	62	
駐 車 料 金	区 分			駐 車 料 金		
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円	
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円	
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円	
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに出庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。					
	営 業 概 要 (平成9年度)	台 数	395,503台			
		収 入	89,211,900円			

総務

(4) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地 花畑町9番1号(市役所別館内)

開設年月日 昭和61年1月11日

敷地面積 703.43㎡

建築面積 434.99㎡

延面積 3,401.21㎡(駐車場部分:1,742.96㎡)

構造 鉄骨造 8階建(一部半地下)

建設費 388,000千円

収容台数 740台

利用台数 11年度 延316,869台

庁舎位置図



花畑町別館

下水道管理課	下水道計画課	階4
下水道建設課		
市史編纂室		3
市街地開発課	街路課	2
西部第一土地区画整理事務所	第2入札室	2
指導監査課	都市用地課	1
下水道技術センター		

エトナヘイワ生命ビル

施設課		階 7
教育委員室 総務課	教育長室 教育企画課	6
学校教育課	指導課	5
同和教育指導室	健康教育課	4
文化財課	社会教育課	3
社会体育課		2

市役所別館

大会議室	階 8
文化振興課 (美術館設立準備室) 総務課 学芸課	7
統計課 行政資料室	6
調達課 第1入札室	5
自転車駐車場	4 1

古京町別館

職員研修センター	階2
熊本城整備振興課	1

住友生命ビル

(選挙管理委員会事務局)	階3
総務課	選挙課

旧鉄道郵便局

熊本駅周辺整備事務所	階2
九州電力熊本支店跡地	
全国高校総体推進室	

産業文化会館

金融経営相談課	階4
---------	----

本 庁 舎

		機械室		機械室		階				
		展望ロビー		レストラン	大ホール	15				
		監査委員室		監査第一課	監査第二課	人事委員室	人事委員会事務局	13		
		農業委員会事務局		情報公開窓口		外部監査入室		12		
		国際交流課		生活安全課	交通安全推進室	男女共生推進課	青少年育成課	11		
		用地課		用地調整室	工事技術検査室	治水管理課	河川整備課	10		
		都市整備局長室		都市計画課		景観整備課		交通計画課	9	
		建築指導課		公園管理課		公園建設課		8		
		観光物産課		競輪事業部庶務課		競輪事業部事業課		道路相談室	7	
		道路管理第一課		道路管理第二課		道路維持課		道路建設課	6	
		建設局長室		監理課		建築課		設備課	5	
		施設保全課		住宅建設課		住宅管理課		4		
		経済振興局長室		経済企画課		雇用福祉対策室		商工課	3	
		農政企画課		農業経営課	生産流通課	耕地課	水産振興課	2		
		環境保全局長室		環境企画課		緑保全課	水保全課	事業管理課	1	
		減量美化推進課		浄化対策課	行政改革推進プロジェクト		総合支所担当		地下1	
		健康福祉局長室		保健福祉管理課		健康増進課		管財課	地下2	
		介護保険課		人事課	共済組合事務局	職員厚生課				
委員会室		市長室		助役室		秘書課		5		
議場		議員控室		渡り廊下		企画調整局長室		企画調整課	広報課	4
						総務局長室		総務課	財政課	
議長室		副議長室		市民生活局長室		地域づくり推進課		地籍調査課	児童家庭課	3
議員控室		(議会事務局)庶務課		議事課		情報システム課		情報企画課	総合防災課	浄書室
委員会室		収入役室		会計室	主税課	市民税課	資産税課	納税課	同和対策室	2
				福祉総務課		高齢福祉課	保護第一課	保護第二課	喫茶室	
市民交流サロン		市民課		国民健康保険課	保険料収納課	国民年金課	福祉総合相談課	障害福祉課	1	
				総合案内		水道料金納入所	指定金融機関	CDコーナー		
		衛生管理室		レストラン		守衛室		時間外出入口	地下1	
		CDコーナー		理容室	美容室	売店	郵便局	防災センター	車庫	
		機械室				中央監視室		地下2		

総務

